

平成31年2月

# 定例記者会見

と き 平成31年2月19日（火）  
午前10時30分から  
ところ 市役所202・203会議室

## 会見次第

1. 市長あいさつ
2. 2月定例市議会上程議案について
3. 質 疑
4. その他

犬 山 市

# 目 次

1. 2月定例会市議会日程（案）	.....	1
2. 提出議案の概要	.....	2
3. 条例案件・単行案件	.....	3
4. 諮問案件	.....	29
5. 平成31年度当初予算の概要	.....	30
6. 平成31年度当初予算会計別総括表	.....	33
7. 平成31年度一般会計当初予算歳入款別表	.....	34
8. 平成31年度一般会計当初予算歳出款別表	.....	35
9. 平成31年度一般会計当初予算歳出性質別表	.....	36
10. 平成31年度一般会計当初予算歳入歳出構成比表	.....	37
11. 平成31年度主要事業	.....	38
12. 平成31年2月補正予算の概要	.....	90
13. 平成31年2月補正後予算会計別総括表	.....	91
14. 平成31年2月補正予算案に計上した主なもの	.....	92
15. 平成31年5月末までの主な行催事	.....	103

# 1. 2月定例市議会日程（案）

会期26日間（2月21日（木）～3月18日（月））

日次	月日	曜日	開議時刻	摘 要
第 1 日	2. 21	木	午前10時	○開 会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸般の報告 ○施政方針演説○議案上程説明
第 2 日	22	金		○精 読
第 3 日	23	ⓧ		○休 会
第 4 日	24	ⓧ		○休 会
第 5 日	25	月	午前10時	○補正予算案件に対する質疑・委員会審査・ 討論・採決
第 6 日	26	火		○精 読
第 7 日	27	水		○精 読
第 8 日	28	木	午前10時	○一般質問
第 9 日	3. 1	金	午前10時	○一般質問
第 10 日	2	ⓧ		○休 会
第 11 日	3	ⓧ		○休 会
第 12 日	4	月	午前10時	○一般質問
第 13 日	5	火		○休 会
第 14 日	6	水	午前10時	○一般質問
第 15 日	7	木	午前10時	○議案質疑
第 16 日	8	金	午前10時	○議案質疑 ○委員会付託
第 17 日	9	ⓧ		○休 会
第 18 日	10	ⓧ		○休 会
第 19 日	11	月		○全員協議会
第 20 日	12	火		○部門委員会
第 21 日	13	水		○部門委員会
第 22 日	14	木		○部門委員会
第 23 日	15	金		○休 会
第 24 日	16	ⓧ		○休 会
第 25 日	17	ⓧ		○休 会
第 26 日	18	月	午前10時	○再 開 ○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討 論 ○採 決 ○閉 会

## 2. 提出議案の概要

- 条例案件                    19件（制定2、廃止1、一部改正16）
- 単行案件                    1件
- 当初予算案件                8件（一般会計1、特別会計5、企業会計2）
- 補正予算案件                8件（一般会計1、特別会計6、企業会計1）
- 諮問案件                    1件

計 37案件を上程予定

### 3. 条例案件・単行案件

市民部 地域安全課

#### 《制 定》

- 犬山西ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の制定について  
(第1号議案)

#### 【趣旨】

犬山西老人憩の家の用途を変更し、60歳以上の方の健康増進を図る施設から、子供から高齢者まで誰もが利用できる地域のまちづくり拠点施設（名称：犬山西ふれあいセンター）とする。

#### 【内容】

	変 更 前	変 更 後
名 称	犬山西老人憩の家	犬山西ふれあいセンター
対 象	60歳以上	誰でも
使用料	無料	有料

#### ○目的

- ①子供から高齢者まで幅広い年齢の人が様々な目的で利用できる世代間交流の場とする。
- ②地域のまちづくり活動の拠点として活用し、地域の活性化を促進する。

#### ○その他（使用料）

利用区分 施設名	午前9時から 正午まで	正午から午 後3時まで	午後3時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで
多目的室1	利用区分ごとに			400円
多目的室2	利用区分ごとに			300円
多目的室3	利用区分ごとに			300円

・営利、営業、商業宣伝などの目的で利用する場合の使用料は3倍の額とする。  
(地域及び施設の活性化を目的とする場合を除く。)

・使用料の免除（無料）

- ①犬山地区や施設の活性化を目的に行う利用  
(コミュニティ・町内会・老人クラブ・子供会の活動など)
- ②災害時及び防災訓練の利用
- ③国、県、市区町村の利用

※今井ふれあいセンターと同様の取り扱い。(使用料を除く)

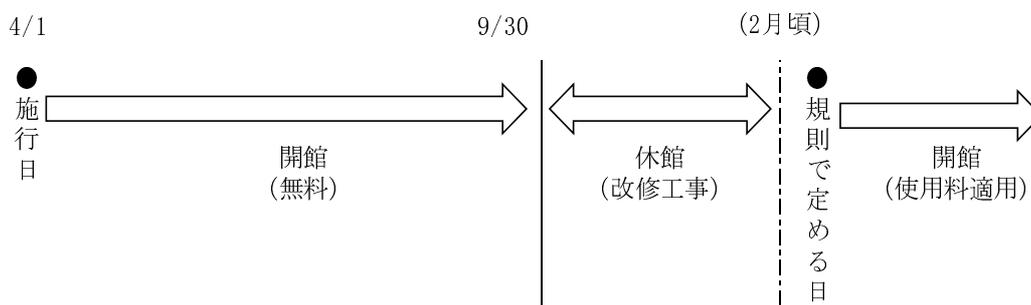
(次ページに続く)

**【施行日】**

平成31年4月1日（ただし、使用料及び多目的室3に関する事項は、規則で定める日から適用）

〈参考〉

平成31年度のスケジュール（予定）



## 《制 定》

## ○ 犬山市空家等の適正な管理に関する条例の制定について（第2号議案）

## 【趣旨】

平成26年に制定された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づいて取組みを進めているが、近年多く発生している大型台風やゲリラ豪雨などにより、空き家が周辺に被害を及ぼしかねない事案も発生している。これらの危険を取り除くための緊急措置が行えるように条例を定めるもの。

## 【内容】

- ・所有者と市の責務を明記。
- ・既存の取り組みである所有者への初期指導についての明確化。
- ・緊急措置を行うこと及びそれに要した費用の徴収を条例化。

## ○現状・課題

- ・平成27年より初期指導件数 約170件

現状では台風の接近などが予想される場合でも、市が直接措置するためには法に定める特定空家に対する代執行措置のみとなっている。

しかし、特定空家の代執行の手続きは指定・指導・勧告後の対応となり、時間が必要であり緊急対応は難しい。

## ○目的・効果

周辺に危険を及ぼす可能性がある空き家について、市が特定空家の指定を経ずに条例により、台風などの災害前に緊急措置として必要最小限の措置（※）をすることで、近隣住民の被害を未然に防ぐことができる。

## ○その他

特定空家について、措置命令を受けたにもかかわらず、必要な措置を実施しない者を公表することについて併せて規定する。

## ※必要最小限の措置

→ 瓦の落下やトタンの飛散防止・撤去、樹木の剪定などの措置

## 【施行日】

平成31年4月1日

## 《廃止》

## ○ 犬山市養護老人ホーム条例の廃止について（第3号議案）

## 【趣旨】

平成31年3月末を以て、犬山市養護老人ホームを廃止し、4月からは事業を社会福祉法人に委託するため、犬山市養護老人ホーム条例を廃止するもの。

## 【内容】

- ・犬山市養護老人ホーム条例を廃止するとともに、同条例で定める犬山市老人ホーム入所判定委員会を、犬山市附属機関設置条例で定める附属機関として位置付け、定数（5人以内）及び任期（3年）を定めることとする。

## ○現状・課題

- ・昭和51年に建設後40年以上が経過して老朽化が進むとともに、要介護者の増加や虐待などの多様な課題に専門的に対応する必要性が生じた。

## ○目的

- ・事業を民間に委託することで、より専門的な対応をするため。

## ○その他

- ・県内での公営の養護老人ホームは、犬山市と豊橋市のみ。
- ・社会福祉法人による新たな施設は、名称：(仮称)養護老人ホームぬく森  
場所：犬山市羽黒安戸南一丁目49番地外  
構造：鉄骨造2階建て、定員29名  
愛知県及び市の補助を受けて建設し、4月1日開所。
- ・条例廃止に伴い、同条例施行規則の廃止、入所判定委員会規則の制定など関連規則の改正等を併せて行う。

## ○入所対象者

- ・65歳以上で環境上及び経済的理由で居宅での自立した生活が困難な高齢者を市の措置によって入所させるもの。

## ○入所者数

- ・18名（男性10名、女性8名）平成31年1月31日時点

## 【施行日】

平成31年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市表彰条例の一部改正について（第4号議案）

【趣旨】

市では、犬山市表彰条例において、地方自治の進展、住民福祉の向上に貢献する様々な活動に対して、その功績を称え一般表彰または自治功労表彰として表彰するよう規定している。

一般表彰は、地方自治や住民福祉のための活動に携わる方について、一定年数を基準として、その顕著な功績を表彰する。

一方、自治功労表彰は、現行では地方自治に関わるごく限られた役職を対象として、その方が職を退いた時の年数によって表彰する。

今回の改正は、地方自治には市民の参加が不可欠であることから、表彰対象者を拡大し、より多くの市民の活動を称えることで自治の進展、住民福祉の向上を図るもの。

【内容】

(1) 一般表彰

表彰の対象となっている功績事項に対する基準年数が15年から20年のものを、10年に引き下げる。

改正の対象となるのは、以下の各功績事項となる。

(改正前)		基準年数を引き下げ	(改正後)
功績事項	基準年数		基準年数
公立学校校医	20年	}	10年
教育、体育、学術、技芸等の振興に貢献			
市内消防団員			
産業の振興に貢献	15年		
保護司			
民生委員・児童委員			
市民の健康増進に貢献			
青少年の健全育成に貢献			
地域活動またはボランティア活動を継続			

※表彰対象者見込数 (改正前) 100名 ⇒ (改正後) 250名

(次ページに続く)

## (2) 自治功勞表彰

表彰の対象が限られた役職に対するものとなっているため、より幅広い分野の活動が対象となるよう拡大する。

改正による自治功勞表彰の対象は、以下の各功績事項となる。

(改正前)		(改正後)	
功績事項	基準年数	功績事項	基準年数
市長	8年	市長	8年
市議会議員	12年	市議会議員	12年
教育委員、選挙管理委員、 公平委員、農業委員、 固定資産評価委員、 監査委員、人権擁護委員	15年	教育委員、選挙管理委員、 公平委員、農業委員、 固定資産評価委員、 監査委員、人権擁護委員	15年
		町会長	20年
		公立学校校医	
		教育、体育、学術、芸芸等の振興に貢献	
		農業協同組合等公共団体の長	
		商工会議所正副会頭	
		観光協会正副会長	
		産業の振興に貢献	
		保護司	
		民生委員・児童委員	
		社会福祉協議会等福祉団体の長	
		市民の健康増進に貢献	
		青少年の健全育成に貢献	
		市内消防団員	
		地域活動又はボランティア活動を継続	

一般表彰に合わせて功績事項を拡大

※表彰対象者見込数 (改正前) 5名 ⇒ (改正後) 30名

### (参考) 表彰式について

犬山市表彰条例に基づいて表彰審査委員会で、一般表彰・自治功勞表彰の対象となる方を決定します。対象となった方を、平成31年度秋頃に開催する「犬山市一般表彰・自治功勞表彰 表彰式」において表彰し、表彰状の授与と記念品の贈呈を行います。

### 【施行日】

公布の日

《一部改正》

○ 犬山市附属機関設置条例の一部改正について（第5号議案）

【趣旨】

附属機関を設置するため条例の一部を改正するもの。

【内容】

次の附属機関を設置する。

名 称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
犬山市観光戦略 会議	観光戦略の策定及び推進に 関する事項についての審議	1 2 人以内	2 年
犬山市道の駅整 備検討委員会	道の駅の整備に関する事項 についての調査及び審議	1 5 人以内	審議期間

○目的・効果

[犬山市観光戦略会議]

犬山市観光戦略に係る審議を行う機関として、学識経験者を始めとする各部門の専門家や観光に関係する団体・事業者等から意見を聴取し、戦略に反映させることで、効果的な戦略の策定及び策定後の適切な事業推進を図ることができる。

[犬山市道の駅整備検討委員会]

道の駅の整備に係る審議を行う機関として、学識経験者を始めとする各部門の専門家や関係団体からの意見を聴取し、計画等へ反映させることで、適切な事業執行及び事業効果を図ることができる。

【施行日】

平成31年4月1日

## 《一部改正》

## ○ 犬山市職員定数条例の一部改正について（第6号議案）

## 【趣旨】

消防機関の職員の定数を変更するため、条例の一部を改正するもの。

## 【内容】

平成26年に国の「消防力の整備指針」が改正され、犬山市の人口規模における救急車の基準台数が3台から4台となった。本市の配備台数は現行3台であり、近年、救急出動件数が増加しており、3台がすべて出動している状況でさらに出動要請があった場合は、近隣市町へ応援出動要請を行い対応をしている。

こうした状況から、市の救急救命体制を強化するため、平成33年度より現在の3台から1台増車した4台での運用を図ることとし、24時間体制で4台を運用するためには、消防機関の職員定数を6人増やし103人に増員する必要があるため、条例の一部改正を行うもの。

現行定数： 97人

改正後定数：103人

## (参考)

近隣市町応援出動要請件数

平成30年1月～12月 25件

平成29年1月～12月 24件

## 【施行日】

平成31年4月1日

《一部改正》

- 犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について（第7号議案）

【趣旨】

長時間労働を是正するための国家公務員の措置に準じて、時間外勤務命令を行うことができる上限を定めるため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

時間外勤務に関し必要な事項を規則で定めることを定めるもの。

※規則で定める事項

- 時間外勤務命令の上限（以下の全てを満たすこと）

- ・1か月につき 45時間
- ・1年につき 360時間

- 他律的業務の比重が高い部署の上限（以下の全てを満たすこと）

- ・1か月につき 100時間
- ・1年につき 720時間
- ・2～6か月平均で80時間
- ・1か月につき45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数は1年のうち6か月

※他律的業務：業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務

- 大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務については、上限を超えることができる。

- 上限を超えた場合は、その要因の整理、分析、検証を行う。

（次ページに続く）

(参 考)

平成29年度の状況

(実人数)

月45時間超～100時間	52人
月100時間超	7人
計	59人

(最高：月179時間)

年360時間超～720時間	10人
年720時間超	0人
計	10人

(最高：年645時間)

【施行日】

平成31年4月1日

《一部改正》

- 犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について  
(第8号議案)

【趣旨】

本年度の人事院勧告に基づく国家公務員特別職の給与改定に準じ、市議会議員の  
期末手当の額を改定するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

市議会議員の期末手当の支給月数の引き上げ（0.05月分）

	現 行	改 正 後	
		平成30年度…①	平成31年度以降…②
6月期	1.575月分	1.575月分	1.675月分
12月期	1.725月分	1.775月分	1.675月分
計	3.3月分	3.35月分	3.35月分

※平成30年度影響額 689,476円  
                   議 長 38,208円  
                   副議長 35,308円  
                   議 員 34,220円（18人）

【施行日】

- ①公布の日（平成30年12月1日に遡及して適用）  
 ②平成31年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について（第9号議案）

【趣旨】

本年度の人事院勧告に基づく国家公務員特別職の給与改定に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当の額を改定するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数の引き上げ（0.05月分）

	現 行	改 正 後	
		平成30年度…①	平成31年度以降…②
6月期	1.575月分	1.575月分	1.675月分
12月期	1.725月分	1.775月分	1.675月分
計	3.3月分	3.35月分	3.35月分

※平成30年度影響額 188,272円  
 市長 73,361円  
 副市長 60,880円  
 教育長 54,031円

【施行日】

- ①公布の日（平成30年12月1日に遡及して適用）
- ②平成31年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市職員の給与に関する条例の一部改正について（第10号議案）

【趣旨】

本年度の人事院勧告に基づく国家公務員一般職の給与改定に準じ、職員の給与を改定するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

○給料及び勤勉手当の引き上げ

- ・給料 給料表を400円の引き上げを基本に改定（平均改定率0.2%）…①
- ・勤勉手当 支給月数の引き上げ（0.05月分） ※（ ）は再任用職員

	現 行	改 正 後	
		平成30年度…②	平成31年度以降…③
6月期	0.90月分 (0.425月分)	0.90月分 (0.425月分)	0.925月分 (0.45月分)
12月期	0.90月分 (0.425月分)	0.95月分 (0.475月分)	0.925月分 (0.45月分)
計	1.80月分 (0.85月分)	1.85月分 (0.90月分)	1.85月分 (0.90月分)

○期末手当の支給月数を均等に配分 ※（ ）は再任用職員

	現 行	改正後
		平成31年度以降…③
6月期	1.225月分 (0.65月分)	1.30月分 (0.725月分)
12月期	1.375月分 (0.80月分)	1.30月分 (0.725月分)
計	2.60月分 (1.45月分)	2.60月分 (1.45月分)

※平成30年度影響額

給料分 4,897千円（一人当たり 平均 8,713円）

勤勉手当分 10,259千円（一人当たり 平均18,189円）

【施行日】

①②公布の日（平成30年4月1日に遡及して適用）

③平成31年4月1日

## 《一部改正》

- 犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例の一部改正について  
(第11号議案)

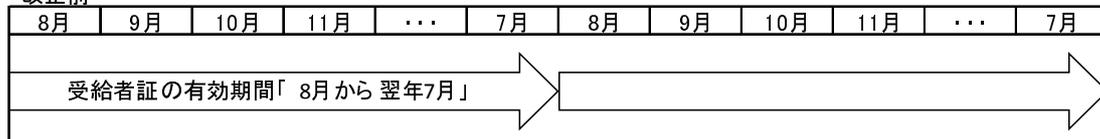
## 【趣旨】

児童扶養手当法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

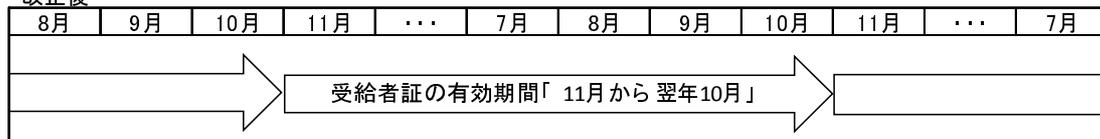
## 【内容】

平成30年6月8日付で、児童扶養手当の支給回数の改善などを目的とした「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」が公布され、児童扶養手当の所得判定の適用期間が「8月から翌年の7月」から「11月から翌年の10月」へ変更された。母子父子家庭医療制度は、児童扶養手当の所得制限を準用しており、母子父子家庭医療制度と児童扶養手当の所得判定の時期が異なることによる受給者の混乱を防止するため、受給者証の有効期限を現行の「8月から翌年の7月」から「11月から翌年の10月」に改め、所得判定の時期を統一する。

改正前



改正後



## 【施行日】

平成31年4月1日

《一部改正》

- 犬山市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
(第12号議案)

**【趣旨】**

犬山西老人憩の家の用途を変更することに伴い、条例の一部を改正するもの。

**【内容】**

犬山西老人憩の家を犬山西ふれあいセンターへ用途変更し、多世代の利用が可能な施設にするため、条例から犬山西老人憩の家を削除する。

○目的・効果

高齢者以外の年層も利用可能とすることで、施設の有効活用を図る。

**【施行日】**

平成31年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市国民健康保険条例の一部改正について（第13号議案）

【趣旨】

犬山市国民健康保険運営協議会より、保険給付費抑制の観点から、葬祭費の支給額について引き下げるべきとの答申を受け、条例の一部を改正するもの。

【内容】

・ 葬祭費の支給額を現行の6万円から1万円引き下げ、5万円とする。

※葬祭費とは、国民健康保険の加入者が亡くなったとき、葬祭を行った者に支給される給付費。

○その他

・ 犬山市を除く県下53すべての市町村における国民健康保険の葬祭費の支給額は、5万円。

・ 75歳以上の者が加入する愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療の葬祭費の支給額も5万円。

○目的・効果

・ 保険給付費の抑制（削減額）  $100人 \times 1万円 = 100万円$

【施行日】

平成31年4月1日

## 《一部改正》

## ○ 犬山市国民健康保険税条例の一部改正について（第14号議案）

## 【趣旨】

- ①賦課限度額について現行の法定限度額まで引き上げ、担税力のある被保険者からの応分の負担により国保税収の確保につなげるもの。
- ②国民健康保険税の旧被扶養者減免制度について、65歳以上の年齢制限を設け、国の基準に整合させるもの。
- ※旧被扶養者減免制度とは、社会保険加入者本人が75歳となり後期高齢者医療に移行した時に、その扶養であった者は国民健康保険に加入することになり、保険税の負担が発生することになる。今までは、負担なしで保険に加入していたため、急な負担増に対する軽減措置として平等割・均等割を半額に減免する制度。

## 【内容】

- ①医療分、後期支援分、介護分の賦課限度額のうち、医療分について現行の54万円から今年度の法定限度額である58万円に引き上げる。
- ②今回、後期高齢者医療の同様の制度においても、減免基準が縮減されることに伴い、制度間の公平性を保つ必要性から、旧被扶養者の該当条件として、国基準のとおり、労働可能な生産年齢を超え、年金が受給開始となる65歳以上の者とする年齢制限を設ける。
- ※適用期間についても2年間の制限を新たに規則で定める。

## ○その他

- ①県下54市町村中、平成30年度に法定限度額を58万円に改定しているのは、37市町村、16市町が54万円、1村が57万円。
- ②県下すべての市町村が、国基準に合わせて改正予定。
- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 現在の旧被扶養者減免制度対象者   | 83人 |
| 65歳以上の年齢制限にかかる該当者 | 11人 |
| 2年間の制限にかかる該当者     | 41人 |

(次ページに続く)

○目的・効果

国民健康保険税の増収

①85世帯×40,000円=3,400,000円

②52人 ×27,600円=1,435,200円

【施行日】

平成31年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市企業立地支援条例の一部改正について（第15号議案）

【趣旨】

企業立地へ継続的に取り組むため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

条例の廃止規定（廃止日 平成35年3月31日）を削除する。

- ・ 条例に基づく立地奨励金の交付対象地域（特定区域）の指定方法を変更する。  
現 行：都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例に基づき  
市長が指定した区域を、本条例で改めて特定区域に指定する。  
改正案：都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例に基づき  
市長が指定した区域を、本条例の特定区域とする。

○ 目的・効果

- ・ 廃止規定を削除することにより、継続的に企業支援に取り組む姿勢を明確にする。
- ・ 市長の判断で速やかに特定区域の決定を行うことが可能となり、企業の意思決定を早めることができる。

○ その他

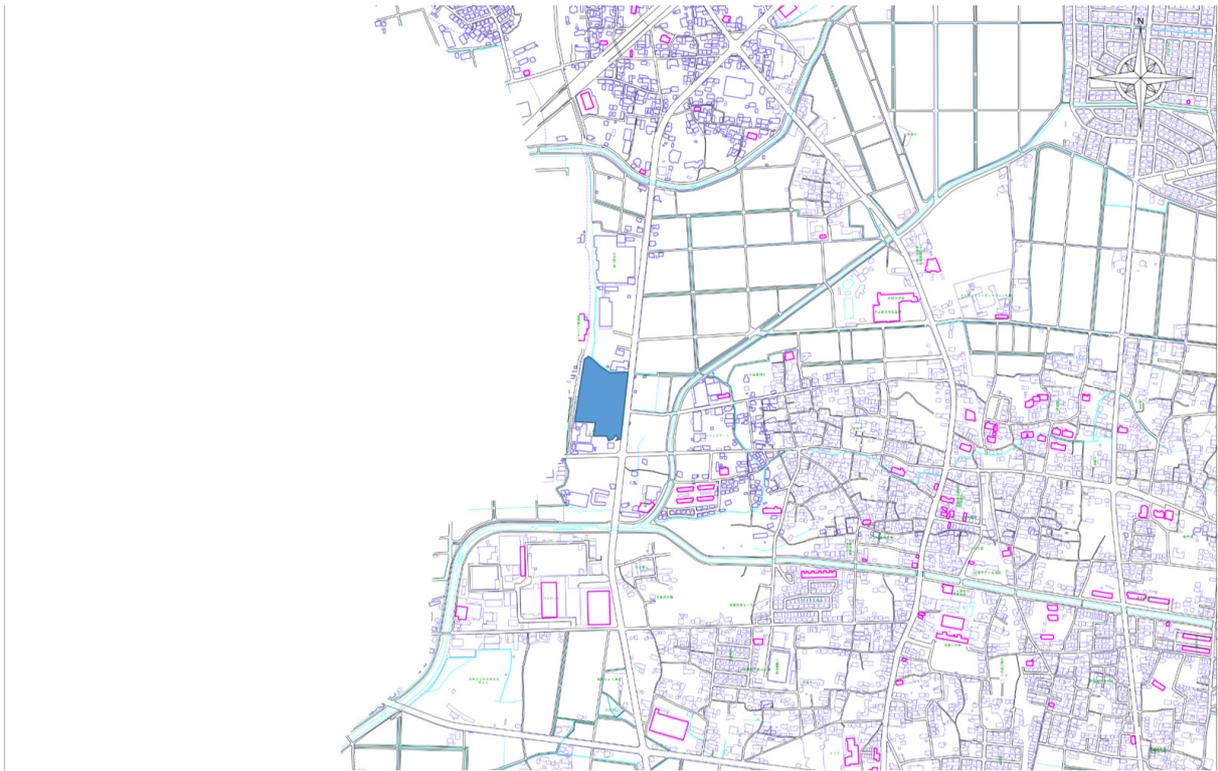
- ・ 現在の特定区域は羽黒馬道地区及び塔野地下前田地区であり、2社が進出済み、1社が現在建築工事中。

【施行日】

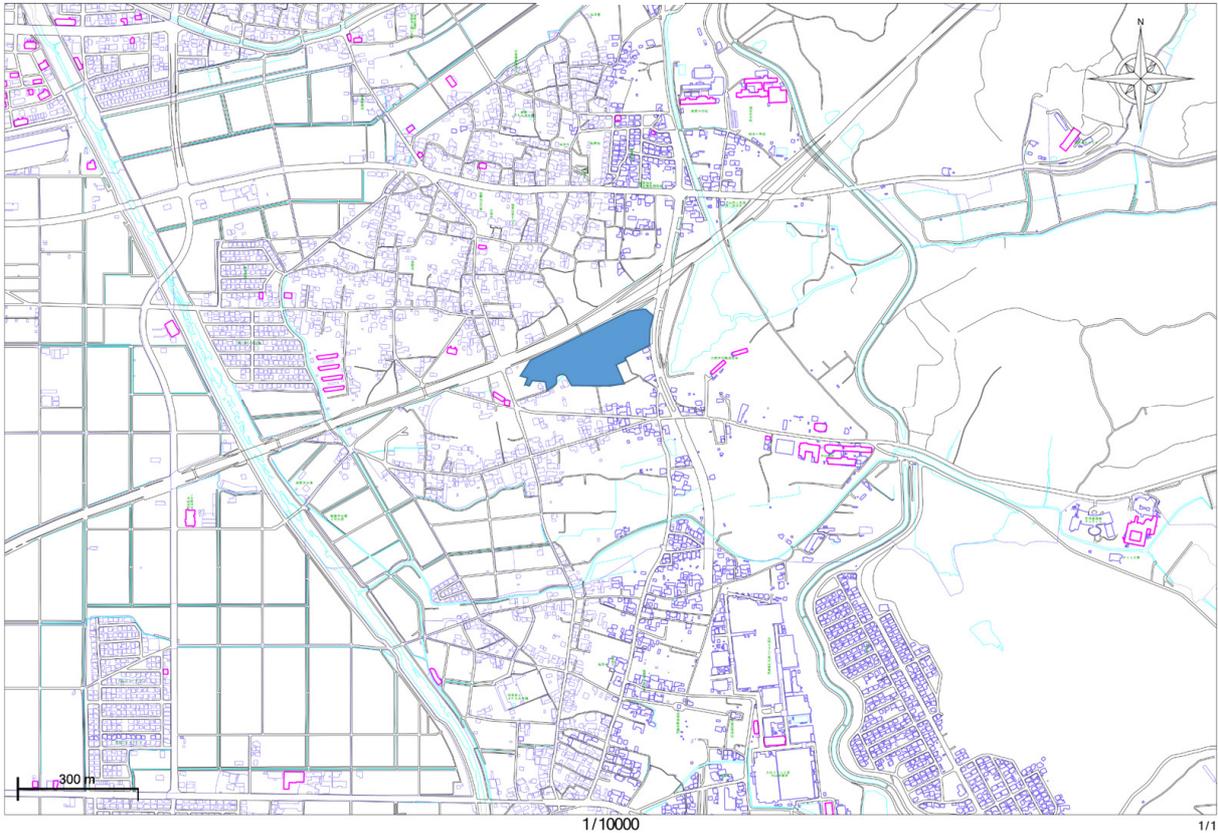
平成31年4月1日

(次ページに続く)

羽黒馬道地区



塔野地下前田地区



## 《一部改正》

- 犬山市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について（第16号議案）

## 【趣旨】

無秩序な市街化を抑制する市街化調整区域であっても、コミュニティの維持は重要な課題であることから、人口が減少している栗栖・今井地区において新規居住者が定住できるよう、許可基準を追加するもの。

## 【内容】

条例第2条及び第3条の許可できる項目に、優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第1項の認定を受けた優良田園住宅建設計画に基づいて行う開発行為等を追加することで、「優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」（次ページ参照）に適合する住宅の建設が可能になる。

## ○現状・課題

- ・原則、市街化調整区域では新たに住みたい人の住宅は建築ができない。許可できる住宅は、既存宅地や農家住宅・分家住宅などの限られたものしかない。
- ・栗栖、今井地区は市街化調整区域であり、人口減少や高齢化が進んでおり、学校や保育の子育て環境をはじめとした地域コミュニティの維持が問題視されている。

## ○効果

- ・優良田園住宅制度は全国的に大規模団地開発を前提としたものがほとんどで、戸建て住宅を対象にした市町村は少ない。
- ・県下初の試みとして、この許可基準を設けることで戸建て住宅を許可できることにより、コミュニティの維持や地域後継者の確保の一助となる。
- ・制度制定により、栗栖・今井地区で家が建てやすくなるため、定住促進につながる。

## ○その他

- ・「犬山市優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」について、パブコメ及び県協議が終了

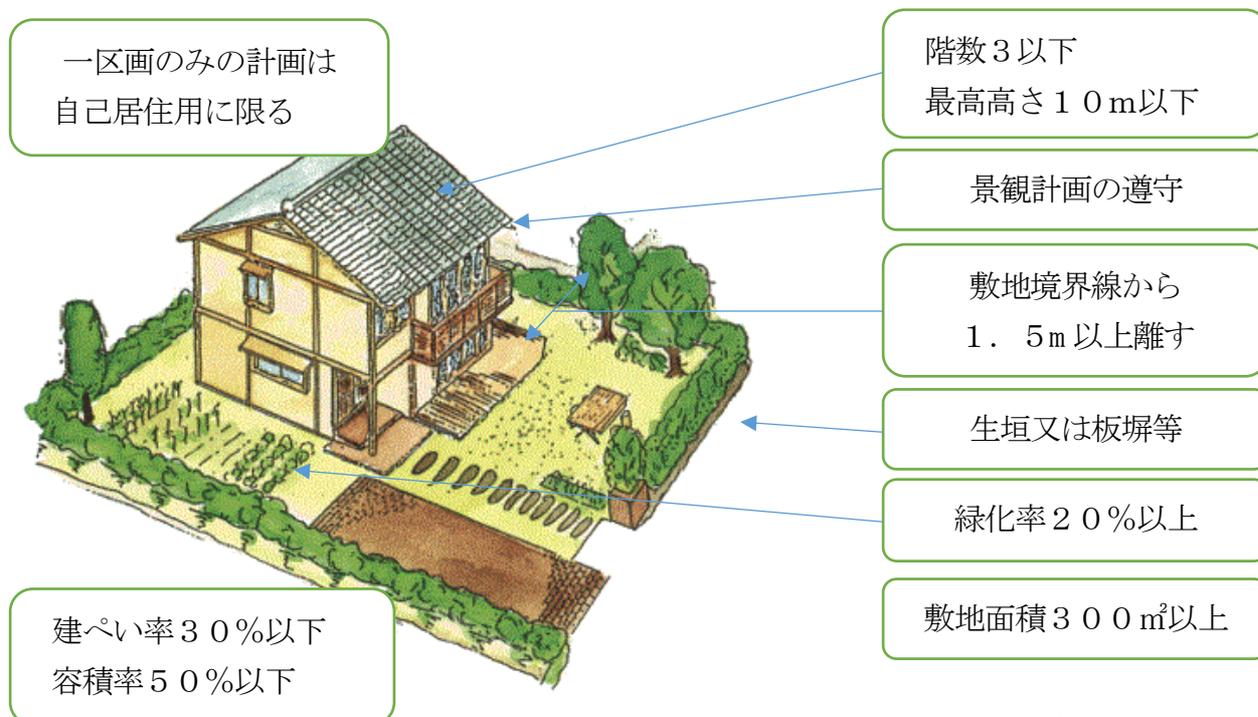
## 【施行日】

平成31年4月1日

## 「犬山市優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」の概要

※実際の住宅需要や周辺の様々な法規制を考慮して、移住希望者を確実に取り込むことができる一戸単位の計画を認める点が犬山市版の特徴。

### (1) 優良田園住宅のイメージ (基本的要件)



イメージ図：国土交通省HP

### (2) 対象区域

- ・栗栖及び今井地区のうち「犬山市都市計画マスタープラン」において優良田園住宅制度を検討することが明示された区域。

### (3) 立地基準等

- ・建設計画の内容に応じて次のいずれかに該当すること。
  - ① 一戸建ての住宅を一区画のみ計画する場合  
市街化調整区域の45棟以上の建築物が連たんする既存集落の区域であること。
  - ② 一戸建ての住宅の区画を複数計画する場合 (以下「一団の住宅地」という)  
市街化調整区域の200戸以上の建築物が連たんする大規模既存集落の区域に隣接しており、かつ、計画区域の面積が2ヘクタール未満であること。
- ・自然公園法の特別地域、文化財保護法の名勝、土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域、森林法の保安林等の規制区域でないこと。
- ・一団の住宅地の場合は、農振法の農用地区域でないこと。
- ・一団の住宅地の場合は、良好な居住環境の確保を図るための地区計画を定めること。
- ・良好なコミュニティの形成 (自治会への加入や地域活動への参加、防犯・安全対策に努めること。)
- ・排水放流計画については、地元役員や下流施設管理者と協議すること。 など

《一部改正》

- 犬山市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
(第17号議案)

【趣旨】

民法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

不正入居により、明渡し請求を行った場合は請求を受けた者に対して、近傍同種の住宅との差額を徴収することができる。

その場合に合わせて利息も徴収することができ、徴する利息の利率を改正する。

現 状 5%

改正後 民法が定める法定利率

(3%を基準として3年ごとに変動)

○効果

様々な事由による経済情勢の変化などに対応することが可能となる。

【施行日】

平成32年4月1日

《一部改正》

- 犬山市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について（第18号議案）

【趣旨】

水道布設工事に係る監督者の資格基準について、技術士法施行規則の改正に伴い、水道法施行規則が改正されたため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

第4条に規定する布設工事監督者の資格基準について、第8号の次の点を改正する。

- ・技術士法施行規則の改正に伴い、技術士試験の第二次試験について選択科目の見直しが行われ、上下水道部門の選択科目中「水道環境」が「上水道及び工業用水道」に統合されたため、条例に定める布設工事監督者の資格基準中、選択科目の規定について所要の改正を行う。

技術士試験 第二次試験

上下水道部門の選択科目の改正内容

(旧)	⇒ 統合	(新)
上水道及び 工業用水道	⇒ 統合	上水道及び 工業用水道
水道環境		
下水道		下水道

【施行日】

平成31年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市火災予防条例の一部改正について（第19号議案）

【趣旨】

消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その違反内容等を公表する制度を開始すること等に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

①違反対象物の公表制度

- ・劇場、遊技場、飲食店、百貨店、宿泊施設、病院及び社会福祉施設など、不特定多数の方や避難が困難な方が利用する建物で、消防法令に関する重大な違反のある建物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表する制度。
- ・公表対象の違反内容は、消防法令上設置義務のある消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備が未設置のもの。
- ・市ホームページ上で、建物名称、所在地及び違反内容を公表。

○現状（平成31年1月31日現在）

- ・市内の防火対象物総数 2,524棟
- ・公表制度の対象となる防火対象物数 569棟
- ・公表対象の違反対象物数 1棟（制度開始前には是正見込み。）

○目的・効果

- ・建物の火災危険性に関する情報を公表することで、利用者等の防火安全に対する認識を高め、火災被害の軽減を図る。
- ・防火対象物の関係者による早期是正を促す。

○その他

- ・愛知県では、県下全ての消防本部が平成32年4月までに本制度の運用を開始することとしている。（小牧市消防本部及び江南市消防本部は今年の3月議会に上程予定）

（次ページに続く）

②工業標準化法（産業標準化法）の改正に伴う規格名称の改正。

③指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出について、消防法に定める危険物施設の許可申請に関する規定に倣い、届出事項の変更が生じた場合も届出が必要であることの規定に改正。

④その他字句の整理。

**【施行日】**

①平成32年4月1日

②平成31年7月1日

③④公布の日

健康福祉部 健康推進課

《債権放棄》

○ 債権の放棄について（第20号議案）

**【趣旨】**

犬山市訪問看護ステーションを利用した者が死亡し、その相続人が相続放棄をしたことに伴い、債権（5,510円）の回収が見込めなくなったため、権利放棄を行うもの。

**【内容】**

- ・債務者が平成29年10月10日に訪問看護（入浴介助）を利用し、その後10月31日に死亡。
- ・債務者の相続人全員（第三順位まで）が相続放棄をしたため、債権の回収が見込めなくなったことにより、地方自治法第96条第1項第10号に基づき、権利放棄を行うため議決を求めるもの。

○目的・効果

- ・債権放棄を行い、不納欠損処理することで、債権の適正管理を行う。

## 4. 諮問案件

市民部 市民課

### 《人権擁護委員》

#### ○ 人権擁護委員の推せんについて（諮問第1号）

##### 【趣旨】

人権擁護委員の「岩田 芳子（いわた よしこ）」氏の任期満了（平成31年6月30日）に伴い、同氏を再任として推せんするにあたり、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものです。

##### 【内容】

氏 名 岩田 芳子（いわた よしこ） （再任）

生年月日 ■

任 期 3年間

## 5. 平成31年度 当初予算の概要

### ～選挙公約の実現と課題解決へ前進する予算～

平成31年度全会計当初予算 総額 447億5,467万8千円  
前年度比 17億53万9千円・3.9%の増加

平成31年度一般会計当初予算 総額 256億5,210万9千円  
※平成30年度一般会計当初予算 総額 247億8,834万8千円  
前年度比 8億6,376万1千円・3.5%の増加

### 1 総括（一般会計）

平成31年度の一般会計予算は、ふるさと納税の伸び（約5億3千万円の増加）や国際観光センターフロイデの大規模改修（約2億8千万円の増加）などにより、これまでの最高額であった平成30年度予算を上回る過去最高額となった。

予算編成方針に掲げた重点項目に従い、将来を見据えた道の駅エリア基本計画の策定や、古くから先送りとなっていた協定の履行など、新旧の課題に対応するための予算とした。

※参考 平成31年度予算編成方針の重点項目

- ①地域経済の活性化を目指した新しい都市拠点整備
- ②子どもたちの教育内容と環境の充実
- ③安全安心のまちづくりの推進
- ④利便性の高い都市空間の提供
- ⑤少子高齢化等により社会保障費が増大する中での充実した福祉施策の堅持
- ⑥望ましい環境像の実現
- ⑦懸案事項への取り組み
- ⑧ファシリティマネジメントの推進
- ⑨財源確保

### 2 歳入（一般会計）

本年度歳入予算のうち、予算規模全体の約45.3%を占める市税については、総額で116億2,195万5千円を計上した。

この額は、前年度と比較すると、1億3,185万9千円の増額、対前年度比1.1%の増となった。

算出にあたっては、平成30年度の歳入状況や近年の収納率等を考慮したものであり、主な内訳として、個人市民税においては、配偶者控除等の見直しにより微減としたが、法人市民税においては、企業収益の増により増額、固定資産税についても、新增築家屋の増から増額として計上した。市たばこ税については、直近のたばこの売上げ実績を基に減額として計上した。

- ・個人市民税 41億6,207万7千円  
(前年度比 111万7千円・0.03%の減少)
- ・法人市民税 10億3,078万9千円  
(前年度比 3,059万円・3.1%の増加)
- ・固定資産税 51億3,516万9千円  
(前年度比 1億1,553万4千円・2.3%の増加)
- ・市たばこ税 3億5,263万7千円  
(前年度比 3,313万5千円・8.6%の減少)

地方交付税は、12億8,537万9千円を計上した。(前年度比 1,061万円・0.8%の増加)

そのうち、普通交付税は、国の見込みや市税収入などを勘案し、9億9,727万9千円を計上した。

#### その他

- ・国庫支出金 26億640万8千円 (前年度比 331万4千円・0.1%の減少)
- ・県支出金 15億2,047万9千円 (前年度比 1,563万6千円・1.0%の減少)
- ・繰入金 16億5,233万6千円 (前年度比 6億3,847万6千円・63.0%の増加)
  - 財政調整基金 8億2,472万4千円 (前年度比 3億2,908万4千円・66.4%の増加)
  - ふるさと犬山応援基金 5億8,164万3千円 (前年度比 1億9,617万7千円・50.9%の増加)
  - 楽田小学校体育館等整備基金 1億3,313万9千円 (前年度比 7,107万9千円・114.5%の増加)
- ・市債 18億3,592万3千円 (前年度比 5,239万4千円・2.8%の減少)
  - 楽田小学校整備事業債 4億8,020万円 (前年度比 3,380万円・6.6%の減少)
  - 臨時財政対策債 8億6,482万3千円 (前年度比 1億219万4千円・1

0.6%の減少)

### 3 歳出（一般会計）

目的別に歳出の主なものをみると、

(1) 民生費 91億7,837万円（前年度比 115万2千円・0.01%の増加）  
障害者、高齢者、児童に係る給付費、手当、医療費などを計上した。項目毎の増減はあるものの、全体としては微増となっている。新たな項目として、養護老人ホームの民間移管に伴う保護措置費を計上した。

(2) 総務費 34億4,321万4千円（前年度比 4億2,838万円・14.2%の増加）

前年度からの大幅な増加要因は、ふるさと納税に係る経費（寄附金と同額の基金積立金のほか、記念品代やポータルサイト委託料などの事業費）が約5億2千万円の増額となったことによるもの。

(3) 教育費 34億2,603万円（前年度比 6,351万2千円・1.8%の減少）

従来の取り組みを継続するための経費のほか、楽田小学校の改築、犬山南小学校の改築に先立つ調査委託料、子どもの読解力向上のための取り組みに要する経費などを計上した。

## 6. 平成31年度 当初予算会計別総括表

(単位：千円・%)

会計名	平成31年度 当初予算額 A	平成30年度 当初予算額 B	比較増減		
			対当初予算額 C = A - B	伸び率 C / B	
一般会計	25,652,109	24,788,348	863,761	3.5	
特別会計	国民健康保険特別会費計	7,110,910	7,242,130	△ 131,220	△ 1.8
	犬山別会費計	263,101	246,774	16,327	6.6
	木曾川うかい事業費特別会費計	71,604	68,836	2,768	4.0
	公共下水道事業特別会費計	—	2,431,755	△ 2,431,755	企業会計に移行
	農業集落排水事業特別会費計	—	67,130	△ 67,130	企業会計に移行
	介護特別保険会費計	5,560,194	5,211,262	348,932	6.7
	後期高齢者医療特別会費計	1,202,331	1,251,443	△ 49,112	△ 3.9
小計	14,208,140	16,519,330	△ 2,311,190	△ 14.0	
企業会計	水道事業会計	1,795,334	1,746,461	48,873	2.8
	下水道事業会計	3,099,095	—	3,099,095	特別会計から移行
小計	4,894,429	1,746,461	3,147,968	180.2	
合計	44,754,678	43,054,139	1,700,539	3.9	

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

## 7. 平成31年度 一般会計当初予算歳入款別表

(単位：千円・%)

区 分	平成31年度		平成30年度		比 較 増 減	
	当初予算額 A	構成比	当初予算額 B	構成比	対当初予算額 C = A - B	伸 び 率 C / B
*1 市 税	11,621,955	45.3	11,490,096	46.4	131,859	1.1
2 地方譲与税	227,334	0.9	237,100	1.0	△ 9,766	△ 4.1
3 利子割交付金	12,502	0.0	16,900	0.1	△ 4,398	△ 26.0
4 配当割交付金	62,034	0.2	66,000	0.3	△ 3,966	△ 6.0
5 株式等譲渡 所得割交付金	46,947	0.2	57,800	0.2	△ 10,853	△ 18.8
6 地方消費税金 交 付 金	1,340,448	5.2	1,359,500	5.5	△ 19,052	△ 1.4
7 ゴルフ場利用税金 交 付 金	18,384	0.1	20,600	0.1	△ 2,216	△ 10.8
8 自動車取得税金 交 付 金	101,231	0.4	130,500	0.5	△ 29,269	△ 22.4
9 地方特例交付金	61,700	0.2	53,500	0.2	8,200	15.3
10 地方交付税	1,285,379	5.0	1,274,769	5.1	10,610	0.8
11 交通安全対策 特別交付金	9,858	0.0	10,700	0.0	△ 842	△ 7.9
*12 分担金及び 負 担 金	270,328	1.1	272,501	1.1	△ 2,173	△ 0.8
*13 使用料及び 手 数 料	553,586	2.2	558,833	2.3	△ 5,247	△ 0.9
14 国庫支出金	2,606,408	10.2	2,609,722	10.5	△ 3,314	△ 0.1
15 県 支 出 金	1,520,479	5.9	1,536,115	6.2	△ 15,636	△ 1.0
*16 財 産 収 入	29,887	0.1	201,698	0.8	△ 171,811	△ 85.2
*17 寄 附 金	853,307	3.3	453,313	1.8	399,994	88.2
*18 繰 入 金	1,652,336	6.4	1,013,860	4.1	638,476	63.0
*19 繰 越 金	700,000	2.7	700,000	2.8	0	0.0
*20 諸 収 入	842,083	3.3	836,524	3.4	5,559	0.7
21 市 債	1,835,923	7.2	1,888,317	7.6	△ 52,394	△ 2.8
合 計	25,652,109	100.0	24,788,348	100.0	863,761	3.5
* 自主財源	16,523,482	64.4	15,526,825	62.6	996,657	6.4
依存財源	9,128,627	35.6	9,261,523	37.4	△ 132,896	△ 1.4

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

## 8. 平成31年度 一般会計当初予算歳出款別表

(単位：千円・%)

区 分	平成31年度		平成30年度		比較増減	
	当初予算額 A	構成比	当初予算額 B	構成比	対当初予算額 C = A - B	伸び率 C / B
1 議会費	258,811	1.0	260,011	1.0	△ 1,200	△ 0.5
2 総務費	3,443,214	13.4	3,014,834	12.2	428,380	14.2
3 民生費	9,178,370	35.8	9,177,218	37.0	1,152	0.0
4 衛生費	2,498,475	9.7	2,194,107	8.9	304,368	13.9
5 農林業費	304,531	1.2	242,033	1.0	62,498	25.8
6 商工費	1,017,051	4.0	743,641	3.0	273,410	36.8
7 土木費	2,415,192	9.4	2,467,959	10.0	△ 52,767	△ 2.1
8 消防費	917,293	3.6	951,746	3.8	△ 34,453	△ 3.6
9 教育費	3,426,030	13.4	3,489,542	14.1	△ 63,512	△ 1.8
10 災害復旧費	48,000	0.2	48,000	0.2	0	0.0
11 公債費	2,085,141	8.1	2,169,256	8.8	△ 84,115	△ 3.9
12 諸支出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
13 予備費	60,000	0.2	30,000	0.1	30,000	100.0
合 計	25,652,109	100.0	24,788,348	100.0	863,761	3.5

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

## 9. 平成31年度 一般会計当初予算歳出性質別表

(単位：千円・%)

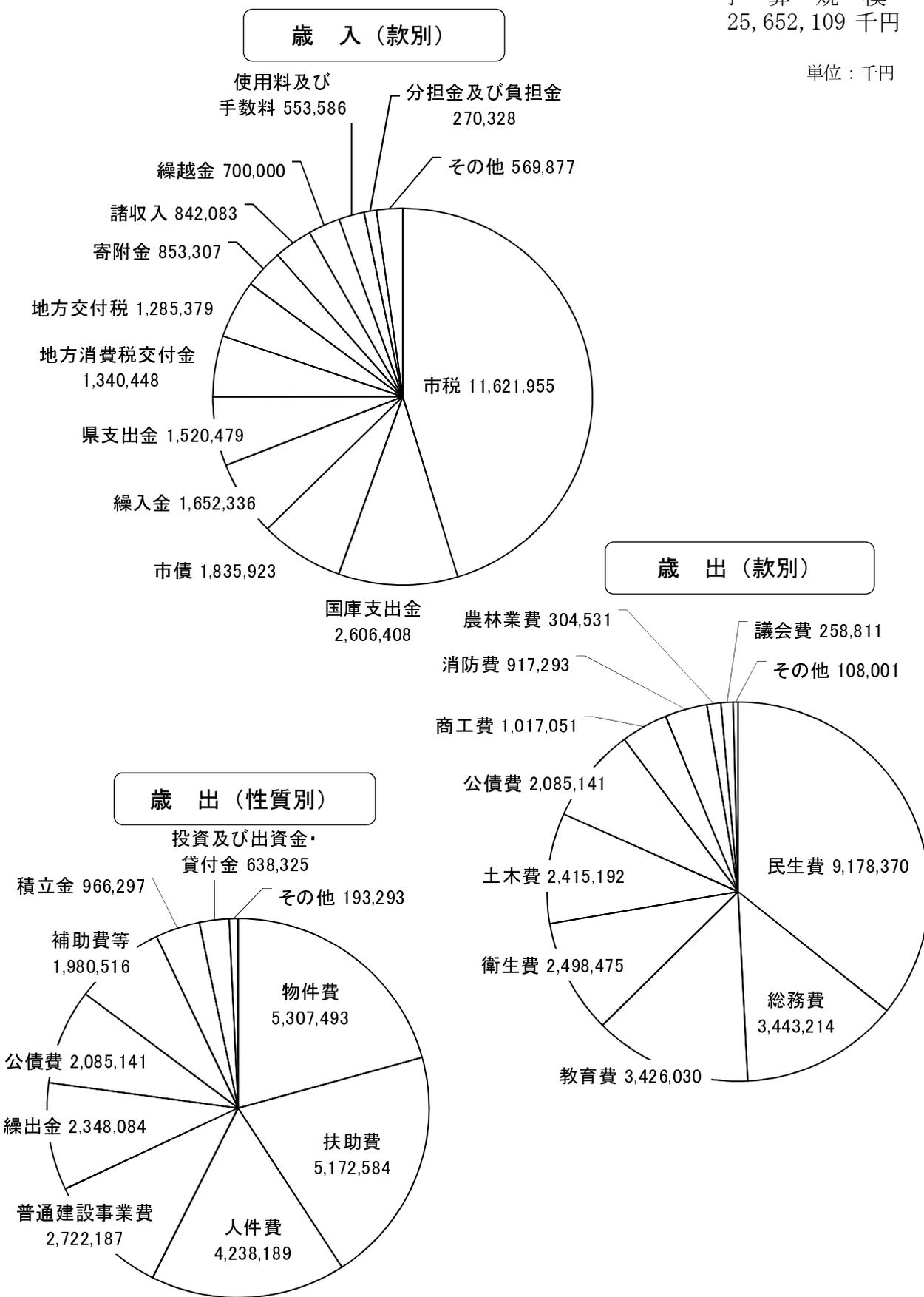
区 分	平成31年度		平成30年度		比較増減	
	当初予算額 A	構成比	当初予算額 B	構成比	対当初予算額 C = A - B	伸び率 C / B
1 人 件 費	4,238,189	16.5	4,125,653	16.6	112,536	2.7
2 物 件 費	5,307,493	20.7	5,232,204	21.1	75,289	1.4
3 補 助 費 等	1,980,516	7.7	1,253,990	5.1	726,526	57.9
4 扶 助 費	5,172,584	20.2	5,055,393	20.4	117,191	2.3
5 維 持 補 修 費	85,293	0.3	74,848	0.3	10,445	14.0
6 普 通 建 設 費 事 業	2,722,187	10.6	2,519,486	10.2	202,701	8.0
7 繰 出 金	2,348,084	9.2	3,368,131	13.6	△ 1,020,047	△ 30.3
8 投 資 及 び 出 資 金 ・ 貸 付 金	638,325	2.5	166,900	0.7	471,425	282.5
9 積 立 金	966,297	3.8	744,487	3.0	221,810	29.8
10 公 債 費	2,085,141	8.1	2,169,256	8.8	△ 84,115	△ 3.9
11 災 害 復 旧 費 事 業	48,000	0.2	48,000	0.2	0	0.0
12 予 備 費	60,000	0.2	30,000	0.1	30,000	100.0
合 計	25,652,109	100.0	24,788,348	100.0	863,761	3.5

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

# 10. 平成31年度 一般会計当初予算歳入歳出構成比表

予 算 規 模  
25,652,109 千円

単位：千円



## 1 1. 平成31年度 主要事業

### 市民のみなさんの様々な活躍を表彰します

事業費

280万円

担当課

企画広報課

犬山市表彰条例に基づき、犬山市一般表彰・自治功労表彰の表彰式を実施します。市民のみなさんの地域での様々な活躍を称え、表彰します。



予算科目

2-1-7

目名

秘書企画費

特定財源

なし

事業の目的

犬山市では、犬山市表彰条例に基づいて、市民のみなさんの様々な活躍を称え、表彰することとしています。表彰式を開催し、みなさんのさまざまな功績に光を当てることで、自治の進展、住民福祉の向上を図ります。

事業の内容

犬山市表彰条例に基づいて、表彰審査委員会で、一般表彰・自治功労表彰の対象となる方を決定します。表彰基準の見直しにより表彰対象者を拡大し、平成31年度秋頃を開催する犬山市一般表彰・自治功労表彰 表彰式において、表彰状の授与と記念品の贈呈を行います。

事業の効果

市民のみなさんの地域での様々な功績を称え、その活動に光を当てることで、自治の進展、住民福祉が向上します。また、地方自治には不可欠である、地域での様々な活動をさらに活発にしていきます。

# 「いいね！いぬやま総合戦略」を見直します

事業費

173万円

担当課

企画広報課

「いいね！いぬやま総合戦略」の計画期間が平成32年3月に満了するため、事業内容と目標指標を見直します。



予算科目 2-1-7

目名 秘書企画費

特定財源 なし

## 事業の目的

人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立のための地方版総合戦略「いいね！いぬやま総合戦略」が、平成31年度で計画期間満了となるため、改訂を行います。

なお、総合戦略に位置付けられた事業は、地方創生推進交付金等の対象として、国からの支援を受けることが可能となります。

## 事業の内容

総合戦略は、これまで犬山市総合計画審議会で進捗管理をしてきました。平成31年度は、平成32年4月以降の総合戦略について検討するため、審議会の開催回数を増やします。検討にあたっては、これまでのKPI達成度の確認及び検討資料の作成を目的に、アンケート調査を実施します。完成した総合戦略は市ホームページ上に掲載するほか、冊子を作成して関係機関等に配布します。

## 事業の効果

総合戦略を見直すことで、引き続き地方創生推進交付金等の国の支援を活用し、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を図るための事業を実施することが可能となります。

※KPI（Key Performance Indicatorsの略）・・・重要業績評価指標。目標の達成度合いを図る定量的な指標のこと。

## 「犬山市観光戦略」を策定します

事業費

1,204万円

担当課

企画広報課  
観光交流課

観光施策を戦略的に進め、観光を市の産業の柱へと成長させるため、「犬山市観光戦略」を策定します。



予算科目

2-1-7

目名

秘書企画費

特定財源

国庫補助金 586万円 ふるさと犬山応援基金繰入金 434万円

### 事業の目的

名鉄犬山ホテルの再開発（外資系ホテルの進出）による外国人観光客の増加、リニア中央新幹線の開通など、今後予想される市の観光を取り巻く環境の変化に対応し、持続発展させていくため、詳細な調査・分析を基に観光戦略を策定し、戦略的に観光施策を進めます。あわせて、観光関係者だけでなく、農業、製造業、学生や住民など多様な人々による研究会（仮観光まちづくり会議）を開催して、課題解決や市域全体の魅力向上、観光の基幹産業化を目指します。

### 事業の内容

携帯電話の位置情報等を利用した観光客動態調査や観光施設でのヒアリングによるニーズ調査など詳細な調査・分析を行い、次年度の観光戦略策定につなげます。

観光、農業、製造業関係者や学生など幅広い人々による研究会（仮観光まちづくり会議）を開催し、幅広い人々からの意見聴取、課題解決への取組を進めます。

名経大との連携により、検索サイトを活用した観光資源情報の充実化を進めます。

事業の実施にあたっては、国の地方創生推進交付金を積極的に活用します。

### 事業の効果

詳細な調査・分析に基づき観光戦略を策定することにより、長期的な視野に立って、効果的に観光施策を進めることができるようになります。

観光分野と農業、製造業などの分野が連携して新たな特産品開発などに取り組むことにより、観光による波及効果が市内広域に行き渡り、将来的な観光の基幹産業化につながります。

## ふるさと納税制度を活用して財源確保を推進します

事業費

3億1,491万円

担当課

経営改善課

全国からふるさと犬山応援寄附金を募り、自主財源の確保と犬山のPRを図ります。



予算科目

2-1-13

目名

ふるさと納税推進費

特定財源

ふるさと犬山応援基金積立金利子 7万円

事業の目的

ふるさと納税により、犬山市に対して寄附をされた方に記念品を贈呈することで、寄附金の増加を図り、自主財源の確保に努めます。

また、犬山らしい事業への寄附を募る取り組みや、記念品を全国の寄附者に贈呈することで、当市や市内事業者等のPRのほか、消費を伴う産業の活性化を図ります。

事業の内容

- ふるさと納税による寄附を募るため、インターネットでの申込み、クレジットカード決済、記念品（特産品やベビー用品など185品目(平成31年1月時点)）の贈呈などを実施します。
- 記念品贈呈は寄附拡大の他、市内産業の振興・PR等の側面も有しています。
- 使い道は9つ（歴史・文化、産業、子育て、福祉、教育、健康、環境、都市基盤、市長にお任せ）
- 寄附金は基金に積み立て、寄附者の意向に沿う事業の財源として1～12月までの寄附を翌年度の予算に充当します。

事業の効果

この事業は、平成27年9月に本格的にスタートしました。全国から集まった寄附金額の実績としては、平成27年度は6,949万円、平成28年度は1億4,822万円、平成29年度は4億2,027万円、平成30年度は12月末時点で5億1,895万円となっており、着実な財源確保につながっています。

平成31年度も効果的なPRなどを実施していくことで、8億5,000万円の寄附金の獲得を目指します。

## ICTの推進！市民サービス向上の推進

事業費

17万円

担当課

情報管理課

ICTを活用した市民サービス向上を図るため、ワンストップ窓口業務の一部にTV電話を活用する実証実験を行います。



予算科目

2-1-12

目名

情報システム管理費

特定財源

なし

事業の目的

◎「行政（市民）サービス革命」に向けた取り組み：市民の手間を省く

自治体が提供する各種サービスについて、ICTを活用することによって、市民の利便性の向上を図ります。

事業の内容

窓口業務の一部において市民の利便性向上を図るため、ワンストップ窓口の機能強化の実証実験を行います。

出先機関と本庁舎をTV電話で接続し、各種問い合わせや相談などの業務を本庁舎に来庁することなく、現地で対応可能となる新たな仕組みを研究します。

事業の効果

これまで出先機関では説明や相談ができなかった業務への対応が可能となることや市民が本庁舎へ出向く手間を省くことなどが可能となり、市民の利便性向上に繋がります。

※ICT（Information and Communication Technology（情報通信技術））  
コンピュータやインターネットなどの技術を使用して、世代や地域を超えたコンピューターの利活用や、人と人、人とモノを結ぶ通信によって情報を共有すること。

# ICTの推進！RPAを活用した業務改革

事業費

99万円

担当課

情報管理課

軽自動車の廃車手続き業務にRPAを活用し、軽自動車課税業務の事務改善と効率化を図ります。



予算科目 2-1-12

目名 情報システム管理費

特定財源 なし

事業の目的

◎「業務改革」に向けた取り組み：定型業務の自動化による事務改善と効率化

職員が手作業で行う定型的な行政事務にRPA（業務の自動化）を組み込むことで、作業時間の軽減や精度の向上など、事務の改善や効率化を図ります。

また、将来的にこの取り組みを他分野へ広げ、これにより生み出した余剰人員や財源を市民ニーズの高い分野へ投入し、市民サービスの向上を目指します。

事業の内容

軽自動車廃車手続き業務において、廃車登録データをパソコン上で自動入力するため、RPAを構築し導入します。

- ①平成30年度に実施した実証実験の結果検証
- ②動作環境や運用手順等の確立
- ③業務へのRPAの組み込み
- ④他業務への応用検討

事業の効果

RPAを活用し職員の作業時間の軽減や効率化を図ることにより、軽減した業務時間を市民相談や窓口業務等に充てることで、市民サービスの向上に繋がります。また、時間外勤務の抑制や事務処理精度の向上、職員の業務改革に対する意識向上などの効果が期待できます。

職員の作業時間を年間約163時間→約28時間に削減見込み

※RPA（Robotic Process Automation）

人間が手作業で実施しているパソコン操作を、パソコンの中にあるソフトウェア（ロボット）に代行させることで業務の自動化を図る取り組み。

# 地震発生時に起こる「通電火災」を防ぎます

事業費

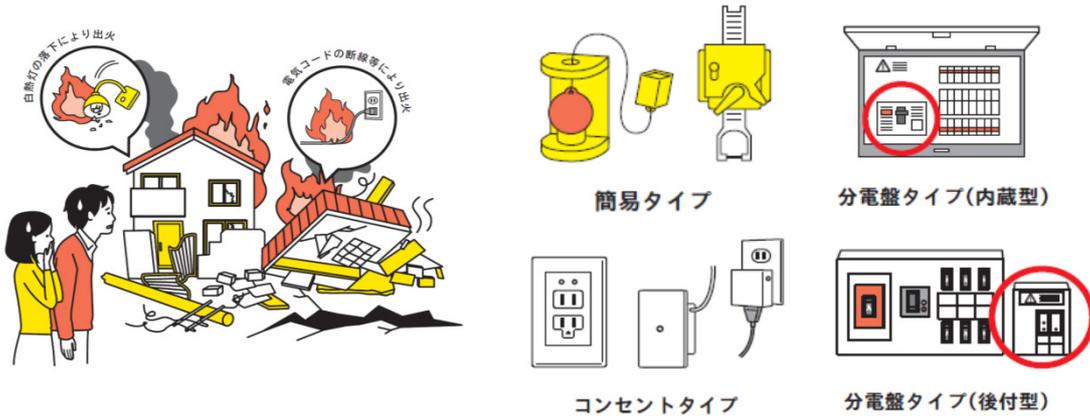
15万円

担当課

地域安全課

自動で電気を遮断する『感震ブレーカー』の設置に補助を行い、地域の防災力向上を目指します。

感震ブレーカーの種類



予算科目 2-1-6

目名 災害対策費

特定財源 なし

## 事業の目的

地震発生後、停電復旧時に発生が心配される「通電火災」による住宅の出火及び延焼を、居住者自らが防止対策をするため、自動で電気を遮断する『感震ブレーカー』の設置を推進し、地域全体の防災力の向上を目指します。

## 事業の内容

『感震ブレーカー』の設置者に対して、補助対象経費の半額（上限5千円 100円未満切捨）を補助します。（予定補助件数30件）なお、補助対象者は、市内にある自らが所有又は居住する木造住宅に感震ブレーカーを設置しようとする個人です。

## 事業の効果

この補助制度により、通電火災の恐ろしさの周知を図るとともに「感震ブレーカー」の設置の推進を図ることで防災意識の向上と設置数の増加による、減災効果が期待できます。

## 犬山西老人憩の家をリニューアル！地域みんなの活動拠点に

事業費

2,118万円

担当課

地域安全課

犬山西老人憩の家の用途を変更し、誰もが利用できる施設にします。



予算科目

2-1-8

目名

地域活動推進費

特定財源

ふるさと犬山応援基金繰入金 1,764万円

事業の目的

犬山西老人憩の家は、市内に居住する60歳以上の方の健康の増進を図る施設から、子供から高齢者まで誰もが利用できる施設とします。

なお、用途変更に伴い、名称は「犬山西ふれあいセンター」と変更します。

事業の内容

- |   |         |
|---|---------|
| ○施設改修工事<br>(設計委託等、和室のフローリング化・浴室の多目的室化等) | 1,759万円 |
| ○施設管理業務委託                               | 160万円   |
| ○維持管理に要する費用<br>(光熱水費、通信運搬費、駐車場借上料など)    | 199万円   |

事業の効果

施設の用途変更により誰もが利用できる施設になり、施設の有効利用を図ることができます。

また、子供から高齢者まで幅広い年齢の方が利用できるようになるため、世代間交流の場として、また、まちづくり活動の拠点としての活用も期待でき、施設や地域の活性化を図ることができます。

## 地域の様々な活動、資源をつなげる拠点（仮）中間支援センター）の設置を推進します

事業費

842万円

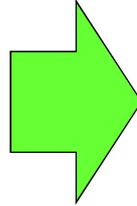
担当課

地域安全課

市民活動支援センターの機能を拡大し、様々な社会づくり活動をつなげる拠点としてフロイデ内への移転、設置を進めます。



犬山市市民活動支援センター(しみんてい)



犬山国際観光センター内に  
（仮）中間支援センターを

予算科目

2-1-8

目名

地域活動推進費

特定財源

国庫補助金 406万円

### 事業の目的

少子高齢化、人口減少などに対応しながら、犬山を持続可能で魅力的なまちにしていくため、これまでの市民活動に加え、地域のコミュニティ活動や事業者の社会貢献活動など、多様な社会活動を支援します。犬山の様々な資源を生かした協働のまちづくりを推進します。

### 事業の内容

現在の市民活動団体に加え、地域の団体、社会貢献事業を行う企業にも支援対象を広げ、地域の課題解決やまちの魅力創出に向けて、多分野の活動をつなげる拠点として来年（平成32年）4月からの開設を目指します。センターでは、相談対応、打ち合わせスペースの提供、印刷機器の設置など、個々の活動支援とともに、取り組み事例の発信などを行い、地域の課題や資源を共有する場として各団体を繋いでいきます。事業費はセンター運営委託のプロポーザル関連経費17万円、人材活躍の場事業813万円（人材バンク構築事業、地域の課題解決支援事業、人材活躍の場円卓会議開催事業、市民活躍の場づくり補助金）、（仮）中間支援センター準備資材12万円。

### 事業の効果

時代の変化に対応するためには、地域の総力でまちづくりに取り組むことが必要です。社会活動を行う多様な主体を支援しながら、それらをつなげる拠点を設けることで、新たな連携、協働事業を生み出し、各団体の活性化を促し、地域課題の解決を図り、地域のつながりを深め、活気に満ちたまちを目指します。

## 安全で安心なまちづくりを目指します

事業費

598万円

担当課

地域安全課

市が設置する防犯カメラを計画的に増設するとともに、町内会等が設置する防犯カメラへの補助やドライブレコーダー装着車へのマグネットシート配布も継続し、安全で安心して暮らせるまちを目指します。



予算科目 2-1-11

目名 交通防犯対策費

特定財源 なし

### 事業の目的

市民生活に不安や脅威等を与える犯罪を未然に防止し、市民が安全で安心して暮らすことができる社会を目指します。

### 事業の内容

- 警察と連携して幹線道路や犯罪多発地区などに防犯カメラを10基（6基新設、4基更新）設置します。
- 町内会等が設置する防犯カメラの設置費用を補助します。（補助対象経費の1/2。上限50万円）
- あおり運転に対する抑止や防犯カメラとしての効果をあげるために、ドライブレコーダー装着車へマグネットシートを配布します。（作成枚数：1,000枚）

### 事業の効果

現在、防犯カメラは駅や駐輪場を中心に設置していますが、幹線道路や犯罪多発地区に設置することで、より犯罪発生の抑止効果や犯罪発生時の早期解決が期待できます。

## AEDを屋外に設置します

事業費

227万円

担当課

消防署

AEDの屋外設置を行い、地域の安心・安全を確保します。



参考資料  
今井小



予算科目 8-1-1

目名 常備消防費

特定財源 なし

### 事業の目的

公共施設や救急車到着に10分以上を要する遠隔地域にAEDを設置し、救急隊が到着するまでの間に、市民による救命手当が行えるようにします。

<平成31年度実施予定>

#### 【公共施設】

楽田・城東第2・上木子ども未来園、楽田・羽黒児童センター、こすもす園、塔野地公民館、上野地区・羽黒地区・丸山地区学習等供用施設、犬山市役所本庁舎、勤労青少年ホーム、野外活動センター、楽田ふれあいセンター、南老人福祉センターの合計15施設

#### 【遠隔地域】

池野地区1カ所、今井地区2カ所、栗栖地区1カ所、善師野地区3カ所の4地区合計7カ所

### 事業の内容

市民がAEDを24時間いつでも使用できるよう屋外専用のボックスを整備し、AEDを収納します。

### 事業の効果

救急車が到着するまでの間に、市民がAEDを24時間いつでも使用できる環境を整備し、地域の安心・安全を確保します。

## 水槽車の更新を行います

事業費

5,445万円

担当課

消防総務課

安心・安全なまちづくりに寄与するよう消防車両等の更新整備を行ないます。



参考資料  
平成9年配備車両

予算科目

8-1-3

目名

消防施設費

特定財源

国庫補助金 1,231万円

事業の目的

老朽化した消防車両等の更新整備を図ります。

事業の内容

小型動力ポンプ付水槽車（水10,000リットル積載）1台を更新します。

事業の効果

火災等から市民の生命、身体、財産を守るため、総合的な消防防災体制の確立に努め、市民と共に安心・安全なまちづくりを推進します。

## 初期消火器具整備費補助金を創設します

事業費

75万円

担当課

消防総務課

地域における初期消火能力及び防火意識の向上を目的として、補助金を交付することで火災被害等の軽減を図ります。



### 参考資料

スタンドパイプ式初期消火器具一式

### 内訳

- 消火ホース
- 管そう
- 媒介金具
- スタンドパイプ
- 消火栓開閉金具
- 台車
- 収納箱又は収納袋

予算科目

8-1-3

目名

消防施設費

特定財源

なし

### 事業の目的

初期消火器具整備についての補助金を交付することにより、地域の初期消火能力を高めるとともに、共助の取り組みを推進し、もって地域防災力向上と防火意識の高揚を図ります。

### 事業の内容

町内会等で要綱に示す初期消火器具一式を新たに整備する場合、限度額の範囲で、整備に要した費用の半額（上限15万円）を補助します。補助金の交付を受けるには、事前に申請が必要です。

- ・平成31年度は5セットを予定しています。

### 事業の効果

初期消火器具と街頭消火器を併用することで、火災時の初期消火能力の向上や飛び火警戒に役立ち、火災による被害の軽減を期待するものです。

## 火の見やぐら等安全対策事業費補助金を創設します

事業費

30万円

担当課

消防総務課

老朽化した火の見やぐら等の撤去に補助金を交付することで、災害被害等の軽減を図ります。



参考資料  
栗栖

予算科目

8-1-3

目名

消防施設費

特定財源

なし

事業の目的

市内にある老朽化した火の見やぐら等が地震等により倒壊し市民に被害を及ぼす前に、老朽化した火の見やぐら等の撤去を実施した者に対し、撤去に要した経費の一部を補助することで災害被害の軽減を図ります。

事業の内容

老朽化した火の見やぐら等の撤去を実施した者に、限度額の範囲で、撤去に要した経費の半額（上限50万円）を補助します。補助金の交付を受けるには、事前に申請が必要です。

・市内に16基設置されており（H31.2.1現在）、平成31年度は1基の補助を予定しています。

事業の効果

老朽化した火の見やぐら等の撤去費用を助成することにより、地震等の災害による、被害を軽減する効果が期待されます。

## 一般不妊治療費の助成を拡充します

事業費

200万円

担当課

健康推進課

一般不妊治療費助成の範囲にホルモン療法などを加え、助成上限額も5千円増額し、5万円とします。



### < 助成内容 >

①年齢：治療開始時の妻の年齢 43歳未満

②所得制限：夫婦合算730万円未満

③治療の範囲：人工授精のみ  
→人工授精の前段階で行われる  
ホルモン療法などを追加（拡充）

④助成上限額：45,000円→50,000円（拡充）

予算科目

4-1-3

目名

母子健康づくり推進費

特定財源

県補助金 40万円 ふるさと犬山応援基金繰入金 160万円

事業の目的

不妊に悩む夫婦に対し、一般不妊治療の範囲と費用助成の拡充を行うことで、経済的な負担の軽減を図ります。

事業の内容

現在の一般不妊治療費助成事業は、治療開始時の妻の年齢を43歳未満、夫婦の合算所得が730万円未満、治療の範囲を人工授精に係る治療のみとし、年間4万5千円を上限に自己負担額の2分の1を助成しています。平成31年度から、人工授精の前段階で行われるホルモン療法などの保険診療分についても助成の対象とし、助成額上限額も5千円増額し、5万円とします。

事業費：一般不妊治療費扶助料 200万円（5万円×40人）

事業の効果

助成の対象として、人工授精のみに係る費用としていたものを、人工授精の前段階で行われるホルモン療法などの保険診療分の自己負担分も加えることにより、助成を受けることができる対象者が拡大され、不妊症に悩む夫婦に対する経済的な負担の軽減を図ることができるようになります。

# 予防接種による感染症対策を推進します

事業費

3,171万円

担当課

健康推進課

高齢者肺炎球菌感染症の予防接種が、65歳以上の節目年齢の未接種の人に5年間継続されます。また、風しん対策として、一部の年齢の男性が、新たに3年間定期接種の対象になります。



高齢者の肺炎球菌感染症の  
予防接種



風しんの予防接種

対象：昭和37年4月2日～昭和54年4月1日  
までの間に生まれた男性



予算科目

4-1-4

目名

保健予防費

特定財源

国庫補助金 488万円 （風しん対策に係るもの）

事業の目的

予防接種法に基づき、定期接種の対象となる人に周知を行い、接種率の向上に努め、感染症の予防を図ります。

事業の内容

- 高齢者肺炎球菌感染症 （対象人数：2,267人）  
平成26年10月から平成30年度までの5年間を経過措置として65歳から100歳までの5歳刻みの年齢の人に対し予防接種を行ってきましたが、接種率や疾病の重篤度の視点から、これまでに接種を受けていない人への接種の機会を提供するため、平成31年度から平成35年度までの5年間について引き続き事業を実施します。  
（自己負担額は、2,000円）  
主な事業費：接種委託料 625万円（6,046円×510人+6,196円×510人）
- 風しん （対象人数：9,660人）  
昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に、3年間で段階的に通知し、風しん抗体検査の結果が基準値以下の場合には定期接種として実施します。  
（抗体検査、予防接種ともに自己負担なし）  
主な事業費：抗体検査委託料 977万円（6,740円×1,449人）  
ワクチン接種委託料 364万円（9,957円×181人+10,142円×181人） 健康管理システム改修委託料 648万円

事業の効果

- 肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の25～40%を占め、特に高齢者での重篤化が問題となっているため、予防接種を行うことで肺炎球菌による肺炎の重症度と死亡のリスクが軽減され、予防効果と医療費の抑制効果が見込まれます。
- 風しんは、昨年からの発生状況等を踏まえ、感染拡大防止のために速やかに対応することが極めて重要で、特に抗体保有率の低い年齢の男性に予防接種を行うことで先天性風しん症候群の発生をなくすとともに、風しんの排除につながります。

## 緑内障検診対象者を拡充します

事業費

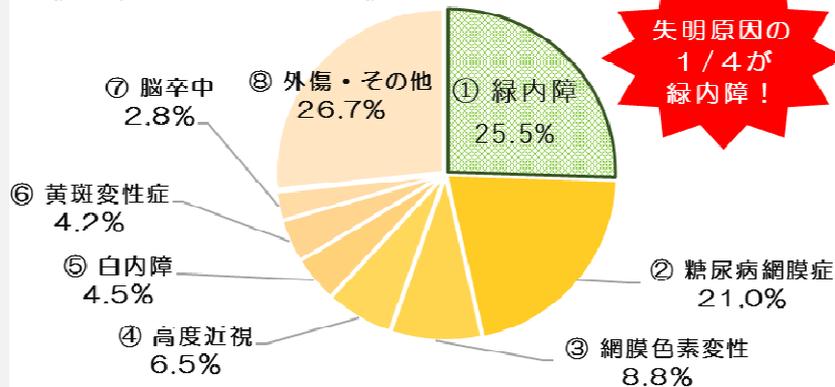
335万円

担当課

健康推進課

40歳以上の20人に1人が緑内障にかかっているといわれるため、検診の節目対象者に55歳を追加し、より若い年代の早期発見・早期治療につなげます。

### 《日本国内の失明原因》



厚生労働省 網膜脈絡膜・視神経萎縮症に関する調査研究  
平成17年度報告書「わが国における視覚障害の現状」より



早期発見  
早期治療

予算科目

4-1-4

目名

保健予防費

特定財源

緑内障検診一部負担金 70万円 ふるさと犬山応援基金繰入金 265万円

事業の目的

緑内障は、末期になるまで気づかず進行する病気で、視野がせまくなり失明に至ることも多いため、早い段階で病気を見つけ治療につなげます。

事業の内容

対象：40歳、50歳、55歳（追加）、60歳、70歳の節目年齢者  
(対象人数：5,003人)

内容：眼底検査、眼圧検査、細隙灯（さいげきとう）顕微鏡検査（前眼部）

主な事業費：検診委託料 319万円（3,153円×500人+3,212円×500人）

事業の効果

この事業は、平成20年度より先進的事业として実施しており、受診者のうち毎年約1割の人が緑内障（疑い含む）と診断され、早期発見、早期治療につながっています。

## 39歳以下健康診査の検査項目を拡充します

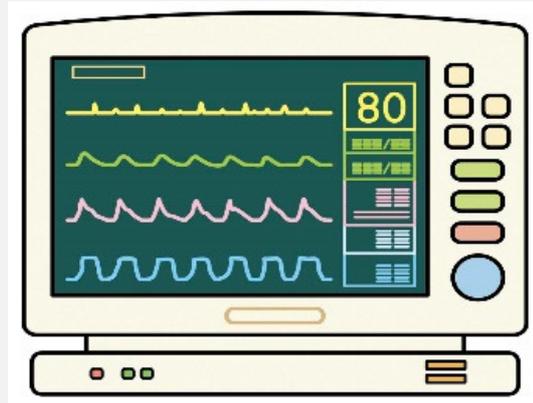
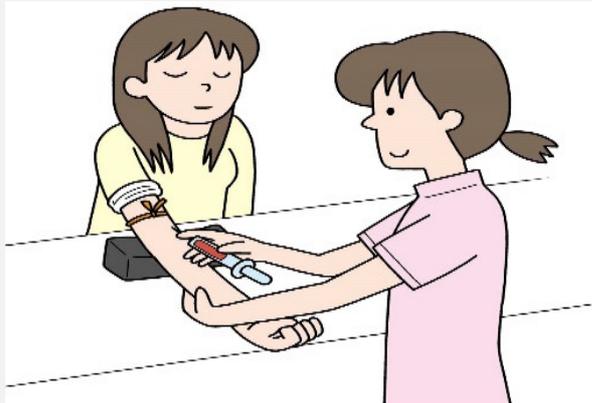
事業費

236万円

担当課

健康推進課

若い年代向けの健康診査を、特定健康診査の検査項目と同等にまで拡充し、生活習慣病の早期発見・早期治療につなげます。



予算科目

4-1-4

目名

保健予防費

特定財源

39歳以下健康診査一部負担金 37万円  
ふるさと犬山応援基金繰入金 199万円

事業の目的

若い年代から、生活習慣病にかかる人が増えているため、生活習慣病の早期発見とともに、生活習慣改善に向けた早い段階での意識向上を図ります。

事業の内容

○対象：18歳～39歳以下の男女で、職場等で健診を受ける機会のない人  
○検査項目：身体計測（身長・体重）、血圧測定、問診、診察、尿検査、血液検査（脂質・糖代謝・肝機能・貧血）、歯科健診、骨密度チェック（希望者）  
※平成31年度より追加する項目：腹囲測定、血液検査（クレアチニン・尿酸）、心電図検査、眼底検査

○主な事業費：健診委託料 196万円（7,810円×250人）  
報償費 39万円（歯科医師等報償金）

事業の効果

平成8年度より健診の機会のない若い年代の健康管理を目的にした事業です。特に30代女性の受診が多く、子育て世代の健康管理に役立っています。

## 読解力向上プログラムについて

事業費

899万円

担当課

学校教育課

これからの時代を生き抜く子どもが習得すべき力が見えてきました。感性・創造性を高めるために、読解力・論理力を磨きます。



予算科目

9-1-2

目名

事務局費

特定財源

ふるさと犬山応援基金繰入金 508万円

事業の目的

読解力の向上と図書館教育に関する研究体制を充実させ、教職員のさらなる力量の向上を図り、生涯にわたって自ら学び続ける感性豊かなひとづくりの実現をめざします。

事業の内容

平成30年度に策定した読解力向上プログラムに基づいた事業を進めます。

「読む・書く・聞く・話す」力のそれぞれの観点で、到達目標を具体的にし、就学前の幼児教育との系統性を確立します。

読解力を客観的に判断するために、読解力診断テスト（RST）を、中学1年生全員と50人の教員が実施します。

事業の効果

読解力の向上をキーワードにして、全小中学校の教員が授業改善に取り組むことで、教員のさらなる力量向上を図ることができます。

図書館教育に関する研究体制が一般化し、より多くの児童生徒が図書館を活用し、多くの書籍に出会うこととなります。生涯にわたって自ら学び続ける感性豊かなひとづくりの実現につながります。

## 犬山市立楽田小学校の北舎・体育館等の整備を進めます

事業費

7億9,465万円

担当課

学校教育課

児童の教育環境の向上と、楽田地区の拠点として、利用しやすい複合施設とします。



予算科目

9-2-3

目名

学校整備費

特定財源

国庫補助金 6,766万円 市債 4億8,020万円  
楽田小学校体育館等整備基金繰入金 1億3,313万円

事業の目的

平成28年度末に策定した「犬山市小中学校施設整備計画」に基づき学校施設の環境整備を進めます。

平成24年度に解散した楽田林友会より、楽田小学校体育館建て替えのために3億5百万円余りの寄附をいただき、寄附の際の附帯要望である楽田小学校の北舎・体育館等の整備を行い、教育環境の充実を図ります。

事業の内容

- 平成28年度 プロポーザル方式により、設計者を決定し、基本設計・地質調査を実施
- 平成29年度 実施設計と並行して測量調査を実施、仮設道路（進入路）工事を施行
- 平成30年度 新校舎建築工事の改築工事を施行
- 平成31年度 既設北校舎解体。跡地に新体育館の改築工事を施行
- 平成32年度以降 既設南校舎の改修工事、プール改修工事及び学校周辺整備工事の施行。既設体育館の解体

事業の効果

児童の安心安全な教育環境の施設整備を前提としつつ、楽田ふれあい図書館（文化スポーツ課）の再編、児童クラブの学校敷地内への移設（子ども未来課）、避難所施設の機能向上など、施設の複合化・多機能化をあわせて進めます。

## 犬山南小学校校舎の耐力度調査を実施します

事業費

738万円

担当課

学校教育課

児童の教育環境の向上と、犬山南小学校区の拠点として、利用しやすい複合施設を目指します。



予算科目 9-2-3

目名 学校整備費

特定財源 なし

### 事業の目的

平成28年度末に策定した「犬山市小中学校施設整備計画」に基づき学校施設の環境整備を進めます。

昭和33年度建築の北校舎は、市内小中学校施設の中で一番古く老朽化が進んでいるため、整備を行い、教育環境の充実を図ります。

### 事業の内容

平成31年度 校舎の耐力度調査を実施し、建て替えか大規模改修（長寿命化改良）か総合的に評価する【文部科学省基準】

平成32年度 学校の先生・児童、PTA、地域住民等を対象に、ワークショップ等を実施するなど「基本構想づくり」

平成33年度 プロポーザル方式により、設計者を決定し、基本設計業務の実施

### 事業の効果

より良い安心安全な教育環境の施設整備を前提としつつ、すでに学校敷地内で運営している児童クラブ施設の充実（子ども未来課）、避難所施設の機能向上など、施設の複合化・多機能化をあわせて進めます。

## 子どもの読書空間を整備します

事業費

1,856万円

担当課

文化スポーツ課

子どもと保護者が気軽に集まり読書に親しむ図書館整備を進めます。



予算科目

9-5-5

目名

図書館費

特定財源

国庫補助金 594万円

ふるさと犬山応援基金繰入金 1,262万円

事業の目的

近年のデジタル機器の普及や情報通信技術の進展等により、子どもたちの生活環境が大きく変化する中で、改めて、本の読み聞かせや、幼児期から中学校に上がる前までに身に着ける読書習慣の重要性が指摘されています。そこで、図書館では子どもの読書活動推進に重点を置き、大人から子どもへ楽しく読み聞かせができ、子どもが図書館に来たくなる、読書が楽しくなる空間を整備し、子どもの健やかな成長と図書館の利用促進を図ります。

事業の内容

子どもの読書環境整備として、図書館2階展示室を子どもと保護者が気軽に楽しく読書ができる「子ども読書空間」にリニューアルし、併せて、館内照明をLED化することで、快適な読書環境を整備します。いずれも平成31年度に設計、平成32年度の施工・利用開始を計画しています。

この計画に先駆け、女子トイレの洋式化とベビーシートの設置工事を行い、小さな子ども連れの保護者が安心して来館できるトイレ環境の改善を実施します。

事業の効果

子ども読書空間により、子どもと大人が読書に親しむ環境を整え、子どもと大人が一緒に図書館を訪れ、図書館は楽しい場所だと感じてもらうことで、子どもの自主的な読書につなげて読書習慣を形成します。そこで生まれる様々な本との出会いから、子どもたちの思考力・想像力・読む力を養います。そして、子どもたちに読書の大切さや素晴らしさを伝えることで、市民全体の読書推進につなげます。

## 石上祭の総合調査を実施します

事業費

546万円

担当課

歴史まちづくり課

犬山市指定無形民俗文化財「石上祭」の総合調査を実施します。



予算科目

9-5-9

目名

歴史的資産保存・継承費

特定財源

ふるさと犬山応援基金繰入金 381万円

事業の目的

犬山市富士地区を中心とする尾張北部地域に伝承されている石上祭（犬山市指定無形民俗文化財）の総合調査を実施し、現状の実態と往古の痕跡の詳細な記録を作成します。その成果を地域の伝承活動や生涯学習、学校教育の場で生かし、また、専門家、研究者等の利用に役立てるなどして、伝承基盤の強化と地域の活性化を図ります。

事業の内容

平成31年度は3カ年事業の最終年であり、総合調査報告書を刊行します。報告書刊行に向け、調査委員による補足調査及び原稿執筆を行います。また、報告書の付録とするDVD用の普及啓発映像を作成します。

事業の効果

石上祭に関する詳細な記録を作成することによって、伝承基盤を強化し、祭りを後世に正しく継承します。また、調査の成果を調査報告書として刊行、公開し、行事の価値を内外へ普及・啓発することにより、祭りや地域の活性化に繋がります。

# 史跡東之宮古墳の学習システムを開発します

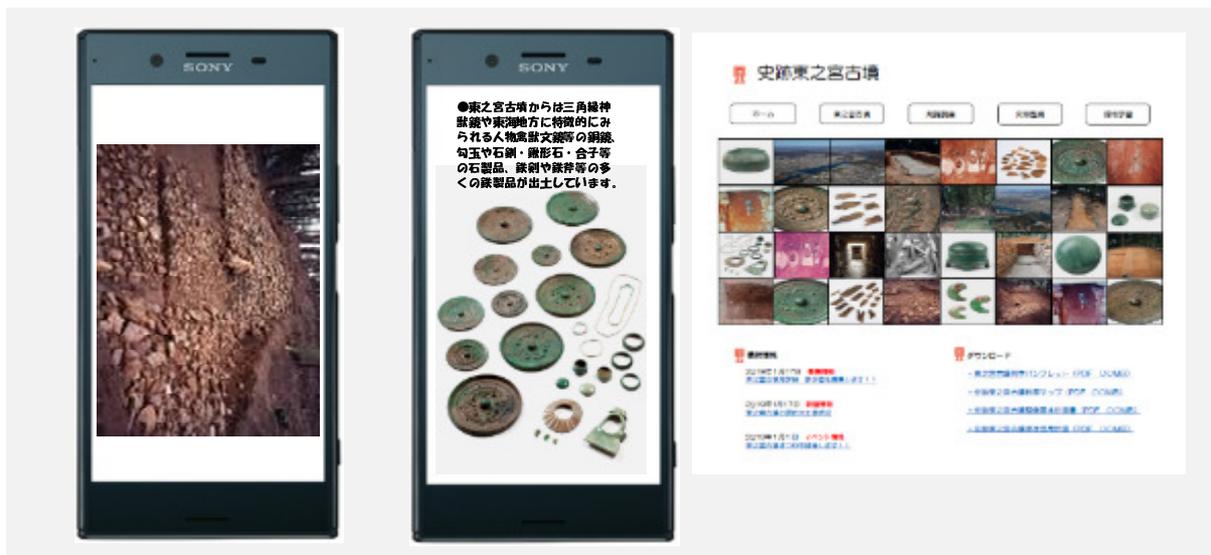
事業費

755万円

担当課

歴史まちづくり課

史跡東之宮古墳整備事業の一環で見学者向けの学習システムを開発します。



予算科目

9-5-9

目名

歴史的資産保存・継承費

特定財源

地方創生推進交付金 350万円

事業の目的

史跡東之宮古墳は、安易な遺構復元は避け、現状の景観を維持するというコンセプトのもと史跡整備工事を進めています。この史跡整備工事では、青塚古墳史跡公園のように学習施設を建設しない計画であり、現地において古墳を学習するための施設は解説板のみとします。そのため、現地での学習機能向上を図るためAR（拡張現実）等の技術を活用した学習システムを構築し、幅広い方に東之宮古墳について学習する機会を創出します。

事業の内容

史跡東之宮古墳学習システムの開発では、東之宮古墳の基礎情報や、過去に実施した東之宮古墳発掘調査の成果などをまとめ、スマートフォン等の手持ちの端末で学習する機能を構築します。また、竪穴式石槨や三角縁神獣鏡をはじめとする東之宮古墳出土副葬品（国重要文化財）等の三次元データをAR（拡張現実）等で見学できるようなシステムの構築します。なお、AR等で使用する三次元データについては、大学との共同研究において三次元データの計測、作成する計画です。

事業の効果

史跡東之宮古墳学習システムを開発することで、東之宮古墳現地に設置する解説板では不足する情報を補完することができます。また、これまで現地で学習することができなかった、過去の発掘調査の状況や竪穴式石槨の内部構造、三角縁神獣鏡をはじめとする東之宮古墳出土副葬品の情報をAR等により現地と見比べながら見学・学習することが可能となります。これにより、古墳周辺の景観を保持したうえで学習施設の増強を図り、多くの方に東之宮古墳の魅力をお伝えすることができます。

※AR（Augmented Reality）人が知覚する現実環境にコンピューターにより拡張する技術。

## (仮称) 文化史料館南館を整備します

事業費

【平成30年度予算分】 1億5,298万円  
【平成31年度予算分】 147万円

担当課

歴史まちづくり課

(仮称) 文化史料館南館を整備します。



予算科目 9-5-10

目名 伝統文化施設費

特定財源

【平成30年度予算分】 地方創生拠点整備交付金 6,615万円  
【平成31年度予算分】 地方創生推進交付金 73万円  
ふるさと犬山応援寄附金 74万円

事業の目的

文化史料館別館「からくり展示館」が実施してきたからくり文化の情報発信に係る活動を強化します。からくり展示館は、立地する土地（賃借）が「土砂災害特別警戒区域」「土砂災害警戒区域」に指定され、施設の安全を確保する必要に迫られているうえ、建設から約40年が経過した建物（賃借）の老朽化も深刻な問題となっています。このため、文化史料館南駐車場の敷地に南館を建設し、からくり展示館の機能を移転します。

事業の内容

(仮称) 文化史料館南館（木造2階建）は本館との連携や合理化を図るため、文化史料館南駐車場の敷地内に建設します。併せて本館からのスロープの設置、北駐車場の整備等を付帯工事として実施します。また、計画地が埋蔵文化財包蔵地に該当しているため、工事に先立って発掘調査を行います。平成32年3月を予定している開館に当たっては、オープニングセレモニー事業を実施する計画です。

事業の効果

(仮称) 文化史料館南館は、犬山祭の山車からくりや座敷からくりをはじめとする伝統的なからくり人形の展示・実演だけでなく、現代のからくりやロボットテクノロジーへと続く技術の紹介、九代玉屋庄兵衛の製作現場の公開、市内の中学校・高等学校の生徒によるからくり練習の場、次世代への伝統文化継承の場としての役割を果たします。整備事業に併せて、ファシリティマネジメントの観点から、土地建物借上料の削減、施設運営等の合理化による職員数の減、入館料の見直しなどを図ります。

※この事業は、国の地方創生拠点整備交付金を活用するため、経費の大半を平成30年度補正予算として計上し、実際の整備は平成31年度に実施します。

## 第2期子ども・子育て支援事業計画を策定します

事業費

298万円

担当課

子ども未来課

平成32年度から平成36年度までの5年間を計画期間とする「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援事業の方針を示していきます。



予算科目 3-2-1

目名 児童福祉総務費

特定財源 なし

### 事業の目的

子ども・子育て支援法の規定により市は、国が示す基本方針に沿って、5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を作成することとされています。

少子高齢化は加速状況にある一方で、女性の社会進出による就業率の上昇やそれに伴う保育ニーズの増大などによる事業量の見込、サービス提供体制の整備など目標設定を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的とします。

### 事業の内容

平成30年度に実施したニーズ調査をもとに子育て支援事業の現状把握と課題整理をし、計画期間における事業量の見込の算出とそれに対応する整備を掲げていきます。

策定にあたっては、保護者、子育て支援の当事者、学識経験者等で構成された「犬山市子ども・子育て会議」において意見を聴取し反映していきます。

### 事業の効果

すべての子どもたちの健やかな育ちを保障し、妊娠期から小学校就学後まで切れ目のない支援をソフト面、ハード面ともに充実させ、地域全体で安心して子育てができる環境が整うこととなります。

## 栗栖児童クラブを新設します

事業費

78万円

担当課

子ども未来課

放課後の児童の居場所づくりを目的として、栗栖小学校区に新たな児童クラブを開設します。



予算科目

3-2-4

目名

児童館・児童センター費

特定財源

国庫補助金21万円 県補助金21万円 利用手数料14万円

事業の目的

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたちに対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とします。

事業の内容

栗栖小学校体育館に併設された会議室において、放課後、家庭に保護者のいない子どもを対象とした児童クラブを開設します。児童クラブでは、遊びやおやつの提供などを通じ、家庭的な雰囲気の中、子どもの居場所づくりを行います。

事業の効果

放課後児童の健全育成を図るとともに、保護者が安心して就労することができるようになります。

市内全ての小学校区において児童クラブを開設することにより、保護者の就労支援に繋がり、定住人口の増加に寄与します。

## 都市計画基本図作成に伴う航空写真撮影を共同実施します

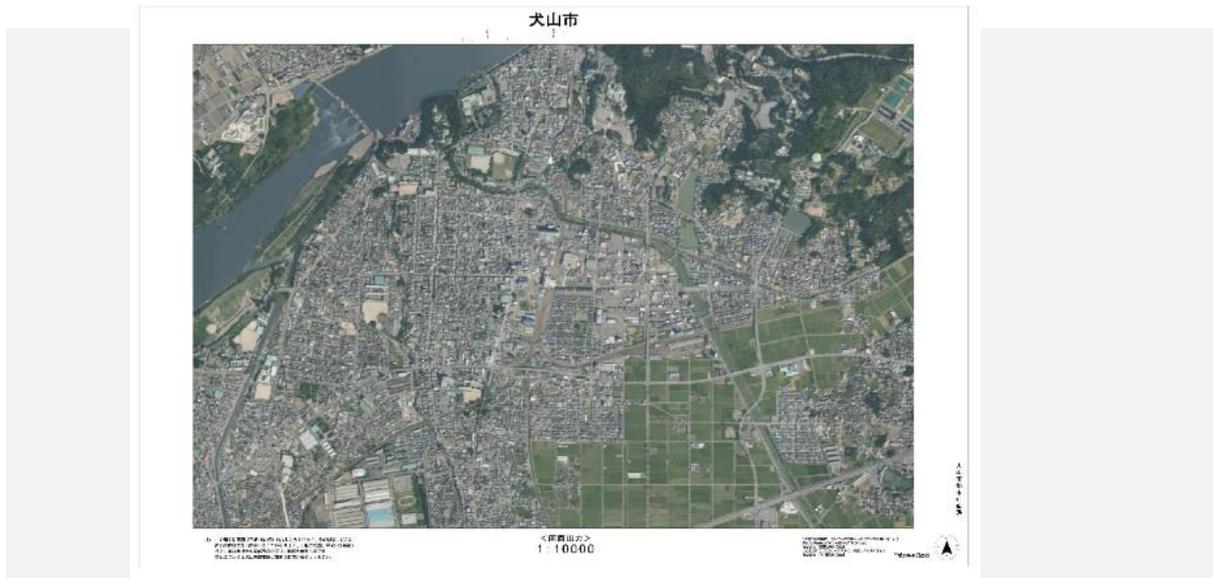
事業費

982万円

担当課

都市計画課

都市計画基本図作成に伴う航空写真撮影について、大口町・扶桑町と連携し共同実施します。



予算科目

7-4-1

目名

都市計画総務費

特定財源

都市計画基本図作成負担金 370万円

事業の目的

- ・概ね5～6年毎に作成する都市計画基本図作成に伴う航空写真撮影を圏域マネジメントの一環として、大口町・扶桑町と共同実施することで効率的に行います。
- ・航空写真は、都市計画課が都市計画基本図を作成するほか、税務課が課税資料として利用します。

事業の内容

業務内容

- ・航空写真撮影面積 99.70km<sup>2</sup> (犬山市74.90km<sup>2</sup> 扶桑町11.19km<sup>2</sup> 大口町13.61km<sup>2</sup>)
- ・写真地図データ作成 99.70km<sup>2</sup>

※撮影時期は、大口町・扶桑町及び犬山市税務課と協議

事業の効果

- ・航空写真撮影を大口町・扶桑町と共同で実施することにより、効率的に実施でき、200万円程度のコスト縮減効果が見込めます。

犬山市単独の場合の事業費 約810万円 共同実施の場合の負担額 約610万円

# 宅地開発事業の補助を創設します

事業費

200万円

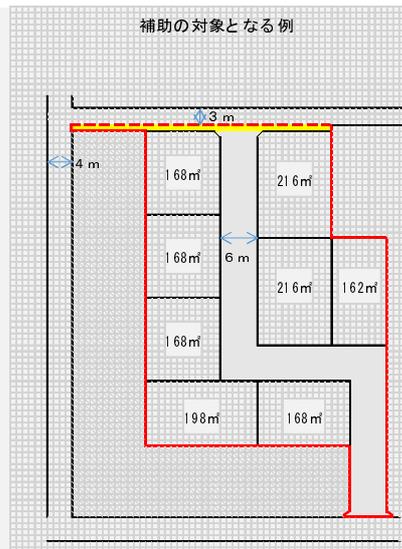
担当課

都市計画課

市街化区域内の低未利用地において、定住人口の増加と秩序ある市街地の形成を図ります。

○宅地開発事業補助金【案】 (表1)

項目	内容
名称	犬山市宅地開発事業補助金
目的	定住促進及びかつ秩序ある市街地形成
対象区域	市街化区域
補助対象とする要件	(1) 1,000㎡以上の宅地開発事業で、かつ開発区域内で宅地分譲を予定する区域に接続させる道路の新設又は拡幅を行うもの (2) 一戸建て専用住宅であるもの (3) 1区画あたりの面積が全て160㎡以上であるもの (4) 開発行為により新設又は拡幅された道路を無償で市に帰属させるもの (5) 各区画が接する道路の有効幅員が6m以上のもの
補助額	①宅地分譲を予定する区域に接続させるための道路で、新設又は拡幅する部分の面積 ②宅地分譲を予定する区域内に新設する道路で、幅員4mを超える部分の面積 ①②の面積の合計に5,000円を乗じて得た額とし、200万円を上限とする



予算科目 7-4-1

目名 都市計画総務費

特定財源 なし

## 事業の目的

・定住人口の増加と秩序ある市街地の形成を図ることを目的として、市街化区域内の低未利用地において宅地開発事業を実施するものに対して平成31年度から新たな補助制度を創設します。

## 事業の内容

・開発区域内で分譲区域に接続させるための道路の新設又は拡幅を行うもので、分譲区域内に市へ帰属する6m以上の道路を新設する宅地開発事業に対して補助をします。

## 事業の効果

・この補助制度により、市街化区域内低未利用地の宅地化に繋がると期待されます。

## 民間建築物の安全対策を支援します

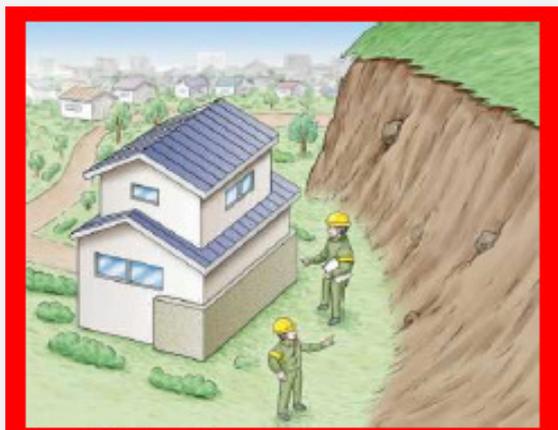
事業費

356万円

担当課

都市計画課

ブロック塀等の撤去や土砂災害特別警戒区域内の住宅における改修・移転について補助します。



改修のイメージ



移転のイメージ

予算科目

7-4-3

目名

建築総務費

特定財源

国庫補助金 178万円 県補助金 38万円

事業の目的

近年発生が懸念されている「南海トラフ地震」やゲリラ豪雨などの大規模災害による被害を少しでも軽減させるため、土砂災害特別警戒区域内の住宅における、改修・移転に対して平成31年度から新たな補助制度を創設します。

またブロック塀等の撤去を促進することで、地域の安全性向上に取り組みます。

事業の内容

【ブロック塀等の撤去】

ブロック塀等の撤去に関する事業費の3分の2、上限20万円を補助します。

【土砂災害特別警戒区域改修補助金】

区域内の危険住宅の改修や擁壁設置に関する事業費の23%、上限75万9千円を補助します。

【がけ地近接等危険住宅移転補助金】

区域内から区域外へ移転するための除却費用などに上限80万2千円を補助します。

事業の効果

これらの補助制度を拡充することで、地域全体の安全性が向上するとともに、危険な場所で生活する方々の命を守ることにつながり「安心・安全のまちづくり」の取り組みを進めます。

## 危険な空家等の緊急措置を実施します

事業費

150万円

担当課

都市計画課

適正に管理されていない危険な空家等について、必要最小限の緊急措置を行います。

### 先進地緊急措置事例



措置前



措置後

予算科目

7-4-3

目名

建築総務費

特定財源

雑入 空家等緊急対策経費徴収金150万円

事業の目的

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく「犬山市空家等対策計画」の推進により、地域の住環境の向上が図られるものであるが、法律では対応できない事項においては市独自で取り組む必要があります。

近年の台風やゲリラ豪雨などで空き家が周辺に被害を与えないように緊急措置をすることで、近隣の方々の命や財産を守ります。

事業の内容

空家等の適正な管理は所有者の責務であるが、所有者が不在の場合や所有者が対応できない場合などで、空家等が老朽化等により人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険が切迫していると認めるときに、その危険を回避するため、必要な最小限度の措置を講じます。

事業の効果

空家等の危険を取り除くことで、周辺の方々の安心・安全な環境づくりに寄与します。

# 道の駅エリアの基本計画を策定します

事業費

998万円

担当課

都市計画課

新たな都市拠点及び交流エリア基本構想で位置づけた「道の駅エリア」について官民連携を前提とした基本計画を策定します。



予算科目

7-4-9

目名

道の駅推進費

特定財源

ふるさと犬山応援基金繰入金 998万円

事業の目的

新たな都市拠点及び交流エリア基本構想で位置づけた「道の駅エリア」について、

- ・「駅前交通エリア」との一体的な検討
  - ・多角的な官民連携手法の検討
  - ・市民意識調査から確認した課題の解決に寄与する「道の駅エリア」の検討
- などをポイントに、官民連携を前提とした基本計画を策定します。

事業の内容

- ・コンセプトや導入機能及び規模の検討、施設配置計画及び概算事業費の算定、管理運営計画及び収支計画の検討
- ・官民連携の事業スキームの検討及びVFM算定、詳細スケジュール作成
- ・市場調査（機能・規模・官民連携手法 等）
- ・道の駅整備検討委員会運営支援

事業の効果

- ・公共交通機能や地域振興など、犬山市の課題解決に繋がる道の駅の検討により、にぎわいを創出し、周辺への商業施設の立地促進や市民生活の向上を図ります。
- ・多角的な官民連携手法の検討により、官民双方のメリットが最大化するスキームの構築を、民間活力導入によるコスト縮減効果が期待できます。

VFM：バリュー・フォー・マネー

※公共が自ら実施する事業と比べて、官民連携事業の方が総事業費をどれだけ削減できるか示す割合です。

# 橋梁の長寿命化を推進します

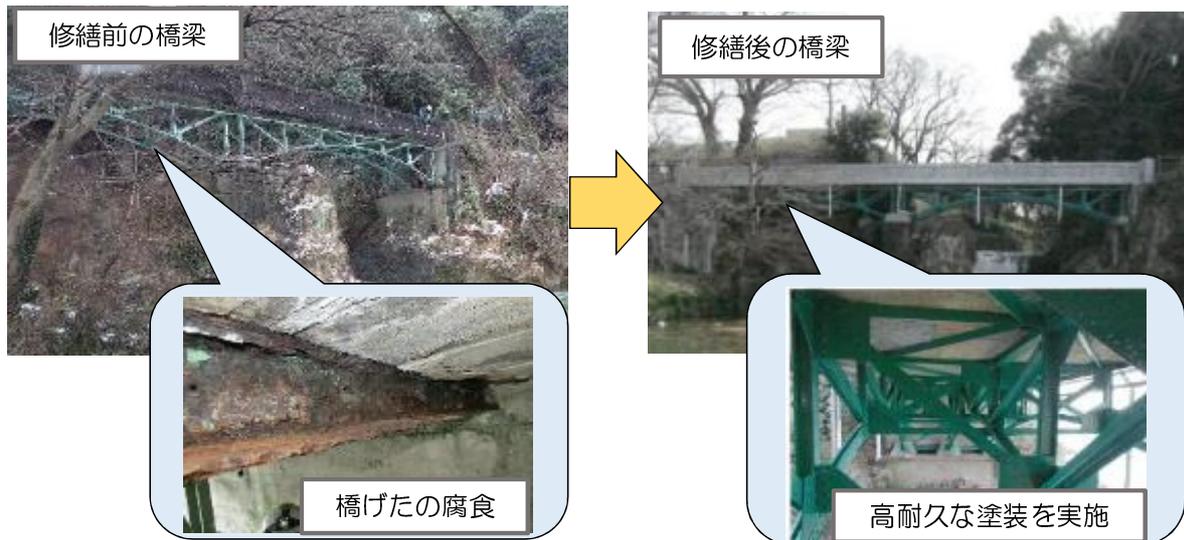
事業費

1億108万円

担当課

整備課

橋梁の安全性を確実に持続性をもって確保し、安心安全な市民生活を守ります。



予算科目

7-2-3

目名

橋梁維持費

特定財源

防災・安全交付金 4,247万円 市債 3,110万円

事業の目的

犬山市の道路橋は高度経済成長期以降にその多くが建造され、今後急激な老朽化が進行し、橋梁の安全性を確保するために必要となる維持管理費の増大が予測されてます。このような状況において、平成30年度に将来的な維持管理費の縮減と平準化を踏まえ橋梁長寿命化修繕計画を策定しました。本事業は、この橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の定期点検及び修繕工事を行うことで、限られた財源の中で確実に継続的に橋梁の安全性を確保します。

事業の内容

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、道路法により義務付けられた5年に1回の近接目視による橋梁定期点検及び橋梁の長寿命化を図るための修繕工事を行います。修繕工事は、定期点検で確認された損傷度合、橋梁の架かる道路の重要度などを踏まえ、優先度の高い橋梁から順次実施し、橋梁の安全性を確保します。また、修繕工事においては、予防保全を考慮し、最も効率的・効果的な修繕を実施します。これにより、計画的に橋梁の維持管理を行うことで修繕・架替えにかかる費用の縮減を図ります。

平成31年度は赤坂橋・観音橋の修繕工事、神ノ木高架橋の修繕設計委託、76橋の橋梁点検委託を実施します。

事業の効果

橋梁の安全性を確保するとともに、老朽化が進行する前に計画的な修繕を実施することで、橋梁の長寿命化を図り、将来的な維持管理費を縮減することができます。

# 都市計画道路富岡荒井線を整備します

事業費

1億3,664万円

担当課

整備課

市の道路網における南北軸となる幹線道路整備により、道路利用者の安全確保や渋滞緩和、消火活動困難地域を解消し、地域の発展を図ります。



予算科目

7-4-4

目名

街路事業費

特定財源

県補助金 1,100万円 市債 6,690万円

事業の目的

都市計画道路富岡荒井線は犬山市を南北に縦断する幹線道路であり、北側より順次整備を進めていますが、南部の楽田地区内は未整備です。この区間の現状は、並行する県道善師野西北野線の道幅が狭く歩道もないため、朝夕のラッシュ時には自動車・自転車・歩行者が錯綜して大変危険です。また、消防車などの緊急車両の通行が困難な状況にあることから、幹線道路として安全な道路を整備し、道路利用者や周辺地域住民の安心・安全を確保します。

事業の内容

平成29年度までは犬山市南部高齢者活動センターから野田地内の園芸共販施設集荷場までの区間を継続して整備してきました。平成30年度からは、事業効果を早期に発揮するため、この区間の整備を継続しながら、新たに園芸共販施設集荷場から番前地内楽田東こども未来園付近までの区間の整備を新たに着手し、平成31年度は引き続き用地取得及び道路整備工事を進めます。(平成30年度末進捗率52%)

事業の効果

都市計画道路富岡荒井線は市の道路網の南北軸を構成する重要な路線であるとともに、現在狭隘な県道善師野西北野線のバイパスとしての機能を有しています。そのため、幅の広い歩道や2車線の車道を整備し、自転車・歩行者の安全確保や周辺の消火活動困難地域の解消、渋滞緩和などを図ります。また、市の南北地域間におけるアクセス性が向上し、地域の発展に寄与することができます。

## 雨水浸水防止施設補助を創設します

事業費

100万円

担当課

土木管理課

集中豪雨による家屋等への浸水被害の防止・軽減を図る浸水防止施設の設置費用を補助する制度を創設しました。

### ●浸水防止施設とは

- ・浸水防止塀 土盛またはブロック塀などで敷地への浸水を防止する施設
- ・浸水防止板 ①敷地または家屋の出入口に設置する板により浸水を防止するための施設（取外し・移動が可能なもの）  
②家屋の換気口等に浸水を防止するために設置する板

予算科目

7-3-2

目名

河川改良維持費

特定財源

なし

### 事業の目的

当市では、安心・安全なまちづくりのひとつとして、近年頻発している集中豪雨による都市浸水対策を行っています。抜本的な水路改修や雨水貯留施設の整備とは別に、今回、家屋などへの直接的な浸水被害の防止や軽減を図るための補助制度を創設しました。

### 事業の内容

新たに浸水防止施設を設置される方に、設置に要した経費の一部を補助する制度を創設します。

#### 【対象者】

犬山市内全域において自らが家屋を所有し、自らの負担により当該施設の設置を行う人または法人（市税を滞納していないこと）

#### 【対象とならないもの】

- ・家屋の新築（大規模改築を含む）に伴い設置するもの
- ・不動産売買を生業とする者がその営業活動のために所有の土地建物に設置するもの
- ・過去に補助金を受けて設置した浸水防止施設に改変を加えるもの
- ・道路法および建築基準法に適合しないもの（移動できないものに限り）
- ・補助金の交付申請前に設置したもの

#### 【補助の金額】

設置に要する材料費、工事費の2分の1の額が補助されます。  
（上限額は20万円です）

### 事業の効果

これまでも、宅地内に雨水貯留浸透施設を設置された方に対して、補助金を交付する制度を設けており、今回の助成制度により、さらに家屋への直接的な浸水被害の防止・軽減を図る取り組みを進めていきます。

# 環境基本計画を改訂し将来の目標や施策の方針を定めます

事業費

704万円

担当課

環境課

環境に関する施策の方向性を示し、各種課題に対する指針として、将来の目標や施策の方針を定める「環境基本計画」の改訂を進める。



予算科目

4-2-1

目名

環境保全費

特定財源

ふるさと犬山応援基金繰入金 94万円

事業の目的

○環境基本法第7条に規定する地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた政策の策定及び実施の指針となる環境基本計画の改訂を行う。

事業の内容

○SDGs（持続可能な開発目標）の理念を取り込み、自然環境と住環境とのバランスを図りながら計画策定を実施するとともに、計画に掲げる施策等を計画的かつ実行性のあるものにするための進捗管理も盛り込んだ計画策定に必要な業務を委託する。

※SDGs（Sustainable Development Goals）

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年に国連総会で採択された2030年までに達成すべき17のゴールが盛り込まれた全世界の共通の目標で、環境、経済、社会の統合を目指すことが謳われている。

日本では2016年にSDGs推進本部を設置し、取り組みが進められており、自治体レベルの取り組みについても期待されているもの。

事業の効果

○計画策定することにより、将来の目標や施策の方針が明確となり、長期的・総合的かつ計画的に環境施策を実施することができる。

## 塔野地区域内の側溝を整備します

事業費

2,400万円

担当課

環境課

都市美化センターの設置に関する協定書に基づく地元要望事項を実現します。



城東小学校南側道路排水路

予算科目

4-3-1

目名

清掃総務費

特定財源

なし

事業の目的

- 塔野地杉ノ山排水路整備工事  
地区内の浸水対策として排水路を整備します。
- 城東小学校南側道路排水路整備工事  
歩行者の安全確保のため、蓋つきの側溝へ改修します。

事業の内容

- 塔野地杉ノ山排水路整備工事  
市道塔野地39号線 L=70m、側溝W500×H500
- 城東小学校南側道路排水路整備工事  
市道塔野地91号線 L=110m、側溝W600×H500  
現況道路幅員W=3.1m → 排水路改修後幅員W=4.0m

事業の効果

都市美化センターの設置に関する協定書に基づく地元要望事項が実現されるとともに、地域住民の住環境の向上に繋がります。

## もみの木駐車場への進入道路に待避所を設置します

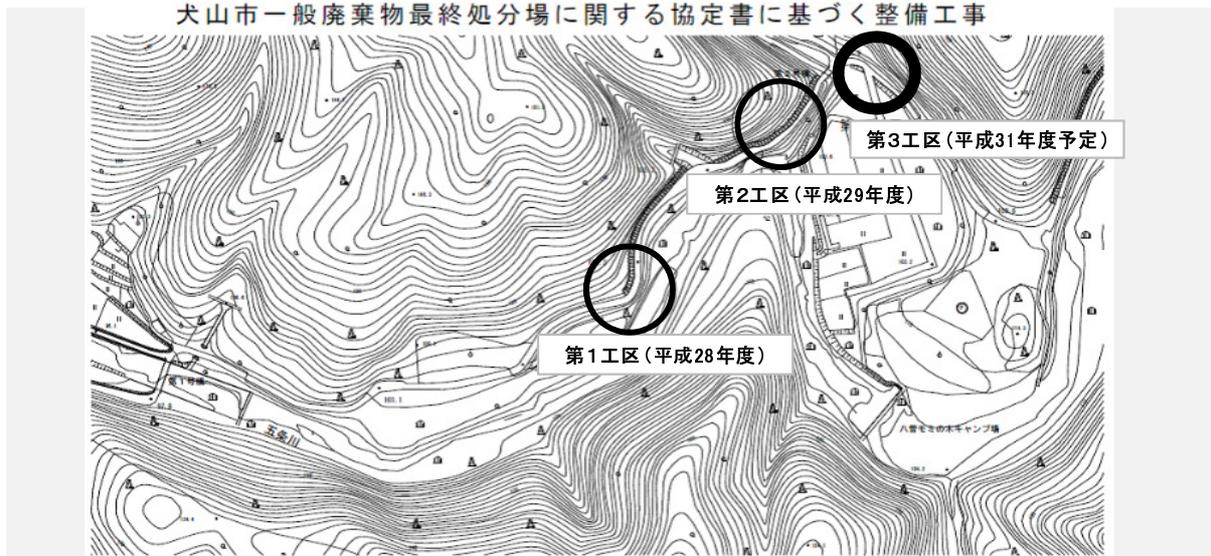
事業費

2,244万円

担当課

環境課

犬山市一般廃棄物最終処分場に関する協定書に基づく地元要望事項を実現します。



予算科目 4-3-1

目名 清掃総務費

特定財源 なし

### 事業の目的

○もみの木駐車場進入道路待避所設置工事

当該箇所は、幅員が狭く車のすれ違い通行ができないため、地元住民ともみの木キャンプ場利用者の安全性及び利便性向上のため、待避所を設置します。

### 事業の内容

○もみの木駐車場進入道路待避所設置工事

八曾併用林道 L=30m、重力式擁壁H1.5m~3.0m  
現況幅員W=3.0m → 待避所設置後幅員W=5.5m

### 事業の効果

犬山市一般廃棄物最終処分場に関する協定書に基づく地元要望事項が実現されるとともに、地域住民の住環境の向上に繋がります。

## ごみ処理に係る計画の策定等を行います

事業費

722万円

担当課

環境課

ごみ処理（災害時・平常時）を適正に実施していくために、基本的な計画の策定・改訂を行います。



平成29年九州北部豪雨災害

出典:災害廃棄物対策フォトチャンネル

([http://kouikishori.env.go.jp/photo\\_channel/h29\\_suigai/search/](http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/h29_suigai/search/))

予算科目 4-3-2

目名

ごみ処理費

特定財源 なし

### 事業の目的

#### ○災害廃棄物処理計画

災害時に大量に排出されるごみは、通常生活で排出されるごみとは異なる収集や処理が必要となり、平常時から有事における基本的処理スキームを定めるため、災害廃棄物処理計画を新たに策定します。

#### ○一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物（主に家庭から排出されるごみ）の適正な処理を実施していくために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により市町村は計画を定めることが義務付けられ数年ごとに見直しすることとされており（環境省指針）、一般廃棄物処理基本計画を改訂します。

### 事業の内容

○災害廃棄物処理計画策定委託料 422万円

○一般廃棄物処理基本計画改訂委託料 300万円  
計画期間 平成32年度～平成41年度

### 事業の効果

- 災害時の市民生活における衛生環境面の速やかな回復
- 通常生活で排出されるごみの適正な処理

## スプレー缶類の穴開けは不要です

事業費

394万円

担当課

環境課

平成31年1月からスプレー缶類の排出方法を変更しました。



予算科目

4-3-2

目名

ごみ処理費

特定財源

なし

事業の目的

スプレー缶類を排出する際には穴開けをお願いしていましたが、平成30年12月に札幌市で発生したエアゾール製品の爆発事故を受けて、事故防止のため、平成31年1月から穴開け不要に変更しました。なお、収集場所、収集回数に変更はありません。

事業の内容

穴の開いていないスプレー缶類を安全に処理できる民間事業者処理を委託をします。なお、年間処理量は、27.8tを見込んでいます。

事業の効果

市民がスプレー缶類の穴開けする際の爆発事故を防止できます。

## 広域ごみ処理施設の建設準備を進めます

事業費

1億5,504万円

担当課

環境課

平成37年4月の稼働に向け、用地取得、施設基本設計などを行っていきます。



予算科目 4-3-2

目名 ごみ処理費

特定財源 なし

### 事業の目的

ダイオキシン類の削減、マテリアルリサイクル及びサーマルリサイクルの推進、公共事業のコスト縮減を図るため、愛知県のごみ焼却処理広域化計画に基づき、犬山市、江南市、大口町、扶桑町の2市2町で広域ごみ処理施設を建設します。

### 事業の内容

○平成31年度に実施する主な事業

- 環境影響評価(3年目) 1億2,760万円×負担率30.762%＝負担相当額3,926万円  
新ごみ処理施設の整備に伴い、環境に及ぼす影響を調査・予測し、事業計画に反映します。
- 用地取得 2億7,925万円×負担率30.762%＝負担相当額8,591万円  
新ごみ処理施設の建設用地を取得します。
- 基本設計等の策定 2,343万円×負担率30.762%＝負担相当額721万円  
新ごみ処理施設の整備・運営事業について、必要な資料を作成します。

### 事業の効果

犬山市の都市美化センター、江南丹羽環境管理組合の環境美化センターは建設から35年以上経過し、老朽化しています。広域ごみ処理施設を建設することにより、住民が排出するごみを安定的に処理できます。

## 耕作放棄地の解消を推進します

事業費

50万円

担当課

産業課

市内の耕作放棄地を減らすため、農業の振興を目指します。



予算科目

5-1-3

目名

農業振興費

特定財源

なし

事業の目的

農家の高齢化や後継者不足に伴い、耕作が困難になり放棄される農地が年々増加しています。そのため、平成31年度から新たに耕作放棄により荒れた農地を優良農地として再生する活動に対する補助制度を設け、地域農業の担い手による耕作放棄地の解消活動を推進することにより、市内の農業振興を図ります。

事業の内容

担い手となる農業者が、耕作されず荒れている農地を借り受けて、優良農地として再生し、作物生産を再開するために行う活動に対する支援として、再生利用活動10アール当たり5万円の補助を行います。1農業者当たり上限30アール（年度1回に限る）とします。

事業の効果

農業の担い手による耕作放棄地の解消活動を促進し、優良農地として再生することにより、市内農業生産力の向上を図ります。

## 有害鳥獣捕獲を推進するため、狩猟免許取得費補助を創設します

事業費

16万円

担当課

産業課

有害鳥獣捕獲にかかる体制強化の推進により、農作物等の被害を抑制します。



予算科目 5-1-3

目名 農業振興費

特定財源 なし

### 事業の目的

有害鳥獣捕獲に従事するために必要な狩猟免許の取得費用を補助することにより、有害鳥獣捕獲の従事者の増加を図り、捕獲体制を強化します。

### 事業の内容

犬山市狩猟免許取得費等補助金を創設し、狩猟免許取得に必要となる下記費用の1/2を補助します。

- ・ 狩猟免許申請手数料
- ・ 試験前講習会の受講料及びテキスト代
- ・ 診断書（狩猟免許申請の必要書類）取得経費

### 事業の効果

有害鳥獣捕獲従事者を確保する事で、捕獲数の増加を図り、農作物被害を抑制します。

## 積極的な事業展開を行う中小企業等を支援します

事業費

200万円

担当課

産業課

販路拡大のため展示会等へ出展するなど、積極的な事業展開を行う中小企業等を支援します。



予算科目

6-1-2

目名

商工費

特定財源

ふるさと犬山応援基金繰入金 200万円

事業の目的

産業を支える中小企業は、大手企業の事業展開がグローバル化するなか、国内のみならず海外の事業者との厳しい競争を強いられています。そのような環境の中、積極的に事業展開を行おうとする中小企業に対する支援を行います。

事業の内容

従業員の技能向上のための研修への参加、販路の拡大のための展示会への出展、人材の確保等のための合同説明会への参加や市民の雇用を行う中小企業に対して、必要な経費の一部を補助します。

事業の効果

産業を支える中小企業を支援することで市内産業の活性化、市民生活の向上につながります。

# キャッスルパーキング内に観光案内所を整備します！

事業費

3,712万円

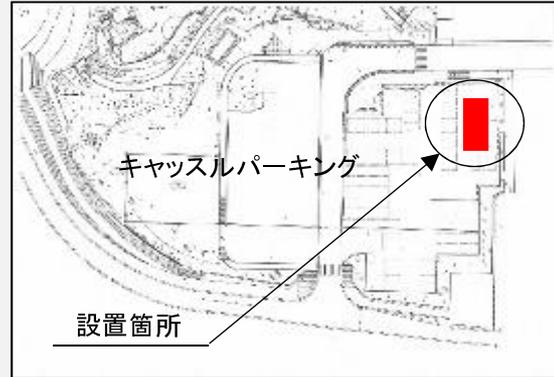
担当課

観光交流課

キャッスルパーキング内に観光案内所を整備し、来訪者の利便性を向上させ、観光地としての魅力づくりを図ります。



観光案内所整備予定箇所



予算科目

6-2-1

目名

観光費

特定財源

観光事業振興基金繰入金 2,697万円  
観光施設費等県補助金 1,015万円

事業の目的

平成30年は犬山城登閣者数が61万人に達するなど、観光客数は年ごとに増加しています。こうしたことから、観光名所やイベントの開催内容などを観光客にわかりやすく案内することで、利便性と満足度を高めるとともに、観光地としての魅力を向上させ、さらなる誘客を実現することを目的として観光案内所を整備します。

事業の内容

- ・城前エリアにおける恒久的な観光案内所を、キャッスルパーキング内に設置します。
- ・来訪者に対して観光案内を行うだけでなく、バスやタクシーなどが乗降できる広域観光の拠点としての機能を担います。また、観光案内所の一部を市民ボランティア等が行う催事などへの貸スペースとしての利活用も図ります。

事業の効果

- ・犬山城及び城下町を訪れる観光客がストレスなく案内を受けることができ、利便性と満足度が高まります。
- ・観光客を明治村やリトルワールドなど市域全体に誘導する仕組みを作り、城下町だけでない観光の楽しみ方を提案することができ、犬山観光に拡がりを持たせます。
- ・多くの人々が案内所で活動できる仕組みを設け「観光」をツールにした人の交流を深めます。

# 犬山国際観光センターリニューアルに向けた改修工事を実施します

事業費

2億8,174万円

担当課

観光交流課

## フロイデ改修事業



- 福社会館の機能停止に伴うフロイデの多機能化
- 館内の照明のLED化、空調設備改修
- フロイデホールの舞台機構の機能を維持

予算科目

6-2-3

目名

国際交流事業費

特定財源

国庫補助金 7,891万円 地方債 1億4,310万円  
公共施設等管理基金繰入金 5,973万円

事業の目的

- 平成32年3月に福社会館が機能停止となり、機能の一部をフロイデに移すためレイアウトの変更や貸会議室の増設を行います。
- フロイデは平成7年に開館し、各設備は老朽化しています。空調設備や照明設備、フロイデホールの舞台機構設備も同様に老朽化が進んでいるため、改修工事を行い利用者の利便性を図ります。

事業の内容

- リニューアルに向けて、1階フロアのレイアウト変更や貸会議室の増設工事を行います。
- 老朽化した空調設備の改修工事や照明設備のLED化工事を行います。また、フロイデホールの舞台機能設備の機能を維持するための改修工事を行います。
- 改修工事のため、平成31年10月から平成32年3月までフロイデを閉館する予定です。

事業の効果

- 新たな拠点として市民活動を促進する施設となる。
- 電気設備のLED化や省電力型の空調設備に更新することにより、電気使用量や二酸化炭素排出量の削減が期待できます。また、フロイデホールの舞台等装置機能の更新により、利用者に継続して、利用内容に応じたレイアウト変更など、使い勝手のよい施設を安心して利用してもらうことができます。

# 国民健康保険を円滑に運営します

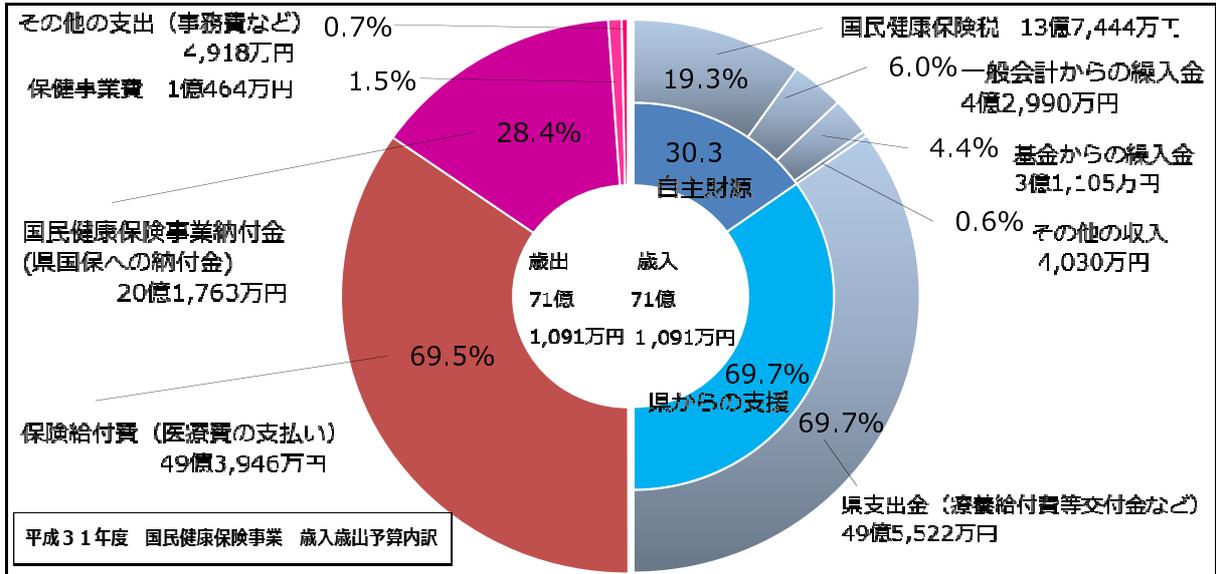
事業費

71億1,091万円

担当課

保険年金課

県とともに保険者として、保険税等を原資に保険給付を行うとともに、加入者の健康の維持・増進を図ります。



予算科目

国民健康保険  
特別会計

目名

—

特定財源

県支出金 約49億6,000万円 など

事業の目的

平成30年度からの国の制度改革により、国民健康保険（国保）の財政運営主体は都道府県に移り、保険給付の安定化が図られた反面、市町村保険者は、県の指定する納付金を納めた上で、保健事業等を運営していく必要があります。本市は、国・県の激変緩和を受けているとはいえ、改革による財政変動が大きく、保険税負担の上昇が避けられない状況にあり、加入者の急激な負担増を避けつつ、適切に保険税率を改定し、持続的に財政運営をしていくことが必要です。

事業の内容

- 被保険者の適切な資格管理を行います。
- 医療機関による療養給付をはじめ、高額療養費や出産育児一時金、葬祭費などの保険給付を行います。
- 保険税率を定め、保険税の課税事務を行います。
- 健康寿命延伸と医療費の適正化のため、さまざまな保健事業を展開します。特に、特定健診受診率向上のため、初めて健診対象となる40歳受診者の負担を無料とします。

事業の効果

加入者が安心して医療を受けられるようになるとともに、健康の維持・増進に寄与できます。また、医療費が適正化され、円滑な財政運営を行えるようになります。

# 犬山城天守保存修理工事を実施します

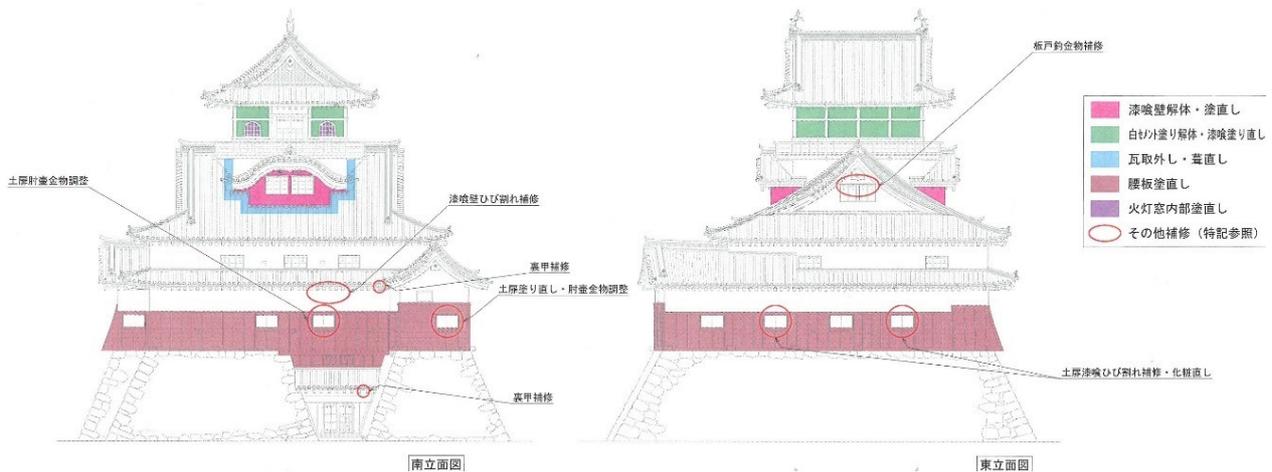
事業費

7,648万円

担当課

歴史まちづくり課

国宝犬山城天守の恒久的保存のための修理工事を行います



予算科目

犬山城費  
特別会計

目名

調査・整備費

特定財源

国庫補助金 3,824万円（補助率1/2）

事業の目的

昭和の大修理から50年以上が経過し、雨漏りや床等各所に傷みが確認されるようになったことや、大地震への備えのため、国宝天守の耐震対策を含む修理工事を実施します。

事業の内容

まずは工事の実施設計を行います。その後、実施設計に基づき3、4階の南北面壁面の耐震補強工事、唐破風周辺の屋根瓦の葺き直し、4階外部、唐破風及び各階内部の壁漆喰の塗り直し等の補修工事を行います。

事業の効果

国宝犬山城天守を適切に管理し、管理団体として国指定である文化財建造物を恒久的に保存します。

## 城下町に訪れる観光客を河畔に導きます

事業費

89万円

担当課

観光交流課

鵜舟の船着き場を改修し、鵜飼の屋形船や遊覧船の発着場としての利活用が出来るようにします。



改修工事箇所(階段設置工)

予算科目

木曾川うかい  
事業費特別会計

目名

維持管理費

特定財源

なし

事業の目的

犬山城や城下町を訪れる観光客は年々増加しています。一方、木曾川うかい事業は、大雨や増水等の影響もあり、平成30年度は前年割れの観覧者数となりました。お城を訪れる観光客を河畔へ誘導する仕組みを整えることで、木曾川うかい事業を中心とした河畔の賑わいづくりが進められるとともに観光施設間が連動されることとなり、観光地としての魅力を高め、更なる誘客を目指します。

事業の内容

犬山頭首工に隣接した船着き場は、現在は鵜舟などの鵜飼事業関係者の利用に留まっています。

鵜飼観覧の為の屋形船、春秋に実施する遊覧船等の発着場として観光客が乗降することが可能となるよう、河川管理者などと協議の上、階段設置等の改修工事を実施します。

事業の効果

・これまで遊覧船等の乗船場所へは、お城から徒歩で約10～15分程度の時間を要していました。施工箇所は徒歩約3分と至近距離にあり、お城を訪れる多くの観光客を河畔に誘導する仕組みを整えることができます。

・河畔の利活用が展開され、犬山観光の魅力を増すことができるとともに、観光客の滞在時間を伸ばし、消費額の増加を目指す取組みに繋がります。

# 介護保険を円滑に運営します

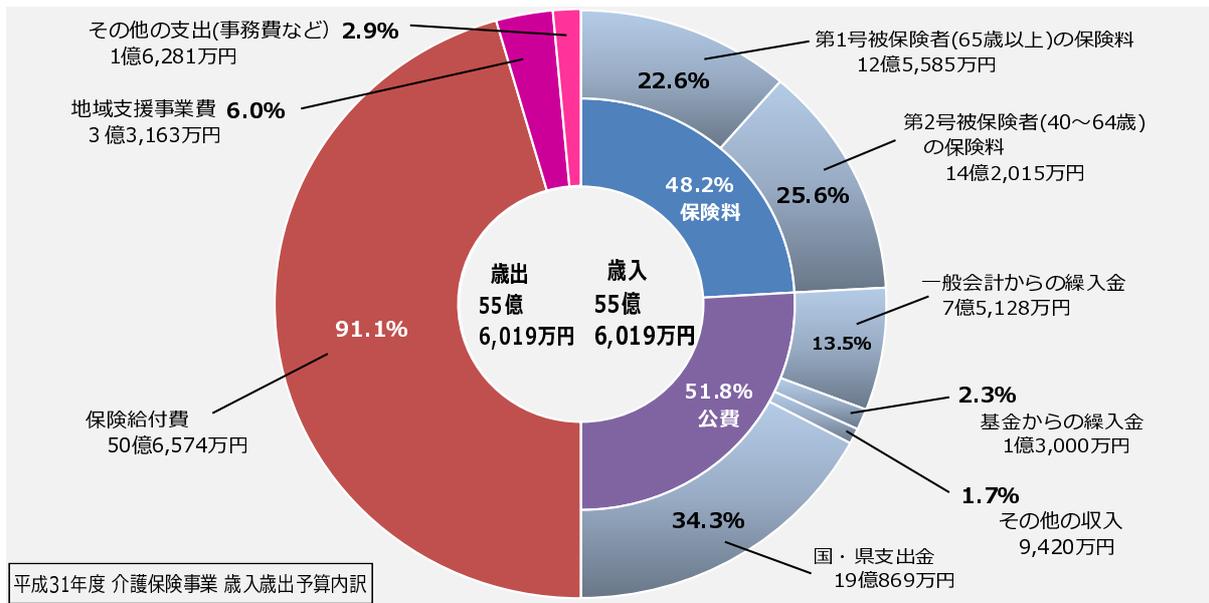
事業費

55億6,019万円

担当課

長寿社会課

高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう支援します。



予算科目

介護保険  
特別会計

目名

—

特定財源

国県支出金 約19億円 など

事業の目的

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化をできるだけ防ぎながら、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスを提供するための給付を行います。

事業の内容

- 被保険者の適切な資格管理を行います。
- 保険料を算定し、保険料の賦課事務を行います。  
なお、国において消費税率の引き上げに伴う低所得者の保険料のさらなる軽減措置が予定されています。
- 要介護認定を行い、適正なサービスに係る給付を行います。
- 地域支援事業等を実施し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化を予防します。

事業の効果

被保険者が要介護状態となることを予防するとともに、要支援・要介護状態になった場合に、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう必要な介護予防・介護サービスに係る給付を行います。

# 古くなった水道管（配水管等）を取り替えます

事業費

4億 344万円

担当課

水道課

市内に張り巡らされた水道管の布設替工事等を実施します。



予算科目

水道事業会計

目名

施設増補改良費

特定財源

水道料金 4億 344万円

事業の目的

水道使用者に良質な水道水を安定的に供給し、また、災害時においても常に安定して給水ができるように、耐震化も含め、市内に張り巡らされた水道管の布設替工事等を実施します。

事業の内容

丸山天白町地区	配水管布設替工事	L＝約630m
犬山北別祖地区	送配水管布設替工事	L＝約730m
富岡地区	配水管布設替工事	L＝約940m
塔野地南ノ切地区	配水管布設替工事	L＝約340m
羽黒新田東屋敷地区	配水管布設替工事	L＝約300m

ほか市内各所にて布設替工事及び布設工事を実施します。

事業の効果

古くなった水道管が、耐震化も含め、新しい水道管に更新されることにより、常により安定して給水ができるようになります。

# 公共下水道の整備を進めます

事業費

1億9,273万円

担当課

下水道課

五条川右岸処理区の犬山南笠屋、北笠屋地区及び、五条川左岸処理区の前原1号污水幹線の整備を行います。



予算科目

下水道事業会計

目名

污水管路建設費

特定財源

国庫補助金 7,575万円

## 事業の目的

公共下水道を整備することにより、生活環境の改善と、公共用水域の水質保全を図ります。特に、全域が市街化区域で、住宅が密集する五条川右岸処理区については、早期整備を進めます。

また、五条川左岸処理区の前原台団地についても、早期接続に向けて、前原1号污水幹線の整備を進めます。

## 事業の内容

五条川右岸処理区

犬山南笠屋、北笠屋地区 7.0ha

開削工法  $\phi 150\text{mm}$  L=1,570m

五条川左岸処理区

前原1号污水幹線

推進工法  $\phi 600\text{mm}$  L=110m

## 事業の効果

下水道人口普及率

67.8%→68.7%

五条川右岸処理区の下水道整備率

74.7%→77.4%

## 12. 平成31年2月補正予算の概要

### ○ 補正額

犬山市全会計で、1億7,191万1千円  
2月補正後における予算の総額は、450億7,213万8千円となった。

補正額の内訳として、

一般会計は、1億5,492万2千円を増額  
補正前の予算と比較して、0.6%の増加となった。

特別会計は、1,650万9千円を増額  
補正前の予算と比較して、0.1%の増加となった。

### ○ 予算額の比較

#### ・当初予算（全会計）との比較

20億1,799万9千円の増額  
率にして、4.7%の増加となった。

#### ・昨年度の最終補正後の予算（全会計）との比較

7億4,036万2千円の減額  
率にして、1.6%の減少となった。

### 13. 平成31年2月補正後予算会計別総括表

(単位：千円・%)

会計名		平成30年度(平成31年定例会) 2月補正			平成29年度 最終補正	比較増減	
		補正前の額	補正額	補正後の額 A	補正後の額 B	対前年度 予算額	伸び率
						C = A - B	C / B
一般会計		25,656,776	154,922	25,811,698	25,566,419	245,279	1.0
特別 会計	国民健康保険 特別会費計	7,640,188	16,543	7,656,731	8,935,196	△ 1,278,465	△ 14.3
	犬山城費 特別会費計	373,465	0	373,465	267,783	105,682	39.5
	木曾川うかい事業 特別会費計	69,268	△ 76	69,192	69,124	68	0.1
	公共下水道事業 特別会費計	2,423,024	9	2,423,033	2,377,997	45,036	1.9
	農業集落排水事業 特別会費計	67,130	33	67,163	63,949	3,214	5.0
	介護保険 特別会費計	5,653,547	0	5,653,547	5,609,281	44,266	0.8
	後期高齢者 特別医療計	1,270,147		1,270,147	1,199,756	70,391	5.9
小計		17,496,769	16,509	17,513,278	18,523,086	△ 1,009,808	△ 5.5
企業 会計	水道事業 会計	1,746,682	480	1,747,162	1,722,995	24,167	1.4
合計		44,900,227	171,911	45,072,138	45,812,500	△ 740,362	△ 1.6

※水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

## 14. 平成31年2月補正予算案に計上した主なもの

健康福祉部 健康推進課

### 《一般会計》

#### ○ 予防接種（予防接種委託料）

補正予算要求額 270万円

#### 【要求理由と事業内容】

予防接種法に基づき、感染症予防のため、乳幼児・学童に対し、B型肝炎、Hib 感染症、小児の肺炎球菌感染症、四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）、結核、麻しん・風しん、水痘、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス感染症を、高齢者に対し、季節性インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種を実施。

昨年同時期と比べ、日本脳炎の接種者が170人増加していることと、MR（麻しん風しん混合）や二種混合（ジフテリア破傷風）、高齢者肺炎球菌感染症など、年度末が接種期限とされている予防接種については3月に接種者が増加する傾向があり、当初予算の見込人数を上回る可能性が高いため。

#### 【課題・現状】

接種率を向上させるため、広報やホームページでの周知に加え、乳幼児・学童の定期接種については、未接種者に対し個別通知などを行っているが、疾病の流行による影響や年度末に接種者が集中することにより接種者が増加すると年度末の支払いが困難になる。

#### 【目的・効果】

予防接種法に基づく定期接種を行うことにより、ワクチンにより予防できる感染症の発症を予防することができる。

#### 【概略スケジュール】

- ・尾北医師会管内の受託医療機関で実施した予防接種については、1か月分の実績報告兼請求書を市に提出してもらい、翌月に医療機関に委託料を支払う。
- ・愛知県広域予防接種については、国保連での審査の後、実施月の2か月後に国保連を通じて実施医療機関に支払う。
- ・その他愛知県外の医療機関外で受けた予防接種については、償還払いで対応している。

（次ページに続く）

**【要求額の積算内容】**

予防接種委託料【補正額】

予算額 172,981,000 円

執行額 121,758,032 円

12月分 インフルエンザ委託料見込 6,598,764 円… ①

乳幼児、学童、高齢者肺炎球菌 12月～3月支出見込み 47,366,830 円 …②

支出見込み額①+②=53,965,594 円

執行額 121,758,032 円(4～11月分)+見込額 53,965,594 円(12～3月分)

-予算額 172,981,000 円=2,742,626 円≒ 2,700,000 円

## 《一般会計》

## ○ 休日急病診療所管理（医薬材料費）

補正予算要求額 60万5千円

## 【要求理由と事業内容】

インフルエンザの流行により、休日急病診療所の医薬材料費が不足するため、補正する。

## 【課題・現状】

医薬材料費は、インフルエンザが流行するか否かで支出額が大きく変動し、想定していた予算額よりも大きく上回った。

## 【目的・効果】

3月分の医薬材料費の支払いに充てる。

## 【概略スケジュール】

2月分までの請求については、予算残額と他の目より流用を図り、支払う予定である。

3月分の請求については、補正予算により、支払う予定である。

## 【その他必要事項】

補正予算議決前に不足すると想定される2月分までの医薬材料費については、他の目より流用予定。

(次ページに続く)

流用見込額

診療日数：9日(1/13, 1/14, 1/20, 1/27, 2/3, 2/10, 2/11, 2/17, 2/24)

ピーク時患者数：

12月30日～1月6日までの平均患者数(12/30, 12/31, 1/1, 1/2, 1/3, 1/6)

(71人+94人+65人+94人+97人+79人) /6日≒85人

1人当たり医薬材料単価：

陽性者(患者割合50%)：検査薬(アルニックFlu7, 560円/10人)

+治療薬(ゾフルザ錠 23,465円/5人)=5,449円/人

陰性者(患者割合50%)：検査薬(アルニックFlu7, 560円/10人)

+治療薬(解熱剤、頭痛薬等約1,000円/人)=1,756円/人

5,449円/人×50%+1,756円/人×50%≒3,600円/人

医薬材料費：9日×85人×3,600円/人=2,754,000円

医薬材料費不足額：2,754,000円-予算残額468,015円=2,285,985円

≒228万6千円(流用見込額)

【要求額の積算内容】

診療日数：6日(3/3, 3/10, 3/17, 3/21, 3/24, 3/31)

1人当たり医薬材料単価：3,600円/人

過去5年(H25～H29)の3月の1日当たり平均患者数：約28人

6日×28人×3,600円/人=604,800円≒60万5千円(補正額)

- 医薬材料費補正額(60万5千円)と流用見込額(228万6千円)を合計した額(289万1千円)で、休日急病診療所診療料(13.2.3.1)の歳入補正を行う。

## 《一般会計》

## ○ 文化史料館南館整備（文化史料館南館整備）

補正予算要求額 1億5,298万2千円

## 【要求理由と事業内容】

文化史料館南館整備に係る費用は、平成31年度当初予算に計上予定であったが、平成30年12月21日付内閣府地方創生推進事務局からの通知に基づき、地方創生拠点整備交付金の対象事業として申請することとなった。本交付金は「平成30年度第二次補正予算で計上されていることから、対象事業は平成30年度内の執行が予定されている事業を基本とするが、場合によっては各地方公共団体において平成31年度に繰り越すことは差し支えない」ものであるため、平成30年度補正予算を要求する必要がある。

事業内容は、南館整備と整備に先立って実施する発掘調査であり、南館整備費は本交付金の対象事業となることを想定している。平成30年度のみでは必要な工期が確保できないため、予算は繰り越す予定である。

## 【課題・現状】

文化史料館別館「からくり展示館」は、ユネスコ無形文化遺産「犬山祭」の重要な要素であるからくり人形の展示公開を中心とする活動を行ってきたが、立地する土地（賃借）が平成26年に「土砂災害特別警戒区域」「土砂災害警戒区域」に指定され、施設の安全を確保する必要に迫られている。また、建設から約40年が経過した建物（賃借）の老朽化も深刻な問題となっている。このため、文化史料館南駐車場の敷地に南館を建設し、からくり展示館の機能を移転する。

## 【目的・効果】

文化史料館別館「からくり展示館」が実施してきたからくり文化の情報発信に係る活動を強化する。文化史料館南館は、犬山祭の山車からくりや座敷からくりをはじめとする伝統的なからくり人形の展示・実演だけでなく、現代のからくりやロボットテクノロジーへと続く技術の紹介、九代玉屋庄兵衛の製作現場の公開、市内の中学校・高等学校の生徒によるからくり練習の場、次世代への伝統文化継承の場としての役割を果たす。整備事業に併せて、ファシリティマネジメントの観点から、土地建物借上料の削減、施設運営等の合理化による職員数の減、入館料の見直しなどを図る。

## 【概略スケジュール】

- ・H29年度：基本計画・基本設計
- ・H30年度：試掘調査・実施設計
- ・H31年度：発掘調査・施工 → H32.3.31 オープン（予定）

（次ページに続く）

【要求額の積算内容】★地方創生拠点整備交付金の対象事業

・文化財保護審議会委員報酬（発掘調査現地指導）	288,000 円	（補正前 0 円）
・消耗品費（発掘調査用コンテナ）	32,000 円	（補正前 0 円）
・通信運搬費（発掘調査報告書郵送料）	45,000 円	（補正前 0 円）
・手数料（完了検査申請料・水道手数料）	53,000 円	（補正前 0 円）★
・発掘調査委託料	20,000,000 円	（補正前 0 円）
・監理委託料	5,995,000 円	（補正前 0 円）★
・南館整備工事請負費	126,569,000 円	（補正前 0 円）★ （一部補対外）
合計	152,982,000 円	（補正前 0 円）
うち補助（地方創生拠点整備交付金）対象事業 132,290,000 円*1/2 66,145,000 円		

《一般会計》

○ 保育人材確保事業（民間保育所運営補助）

補正予算要求額 22万4千円

【要求理由と事業内容】

保育士が働きやすい職場環境整備をするため、保育支援者（保育資格を有しない者）の配置費用に対する補助金

県及び市町村以外の者が設置する保育所に対し、保育支援者の配置に要する費用の一部を補助するもの。

※保育支援者が行う業務

保育設備等清掃業務、給食の配膳、寝具の用意、片付けなど

県補助金名称：保育対策総合支援事業費県補助金

補助率：3/4

補助先：犬山さくら保育園

【課題・現状】

課題：保育士の業務負担の軽減

【目的・効果】

保育士が働きやすい職場環境の整備

【概略スケジュール】

①補助金交付申請 11月

②補助金交付決定 2月（予定）

③民間保育所へ補助金支払 3月（予定）

【その他必要事項】

同様施設である白帝保育園については、保育支援者としての雇用者なし。

【要求額の積算内容】

（歳出）保育体制強化事業補助金 224,000円

（歳入）児童福祉費県支出金 224,000円\*3/4=168,000円

## 《一般会計》

## ○ 木津白桜雨水排水路改修事業（都市浸水被害対策）

補正予算要求額 800万円

## 【要求理由と事業内容】

当該地区は過年度より豪雨の度に浸水被害が発生しており、市としては平成24年度より集水桝の改良や側溝の改良等の対応を行ってきたが、平成29年7月・8月豪雨を受け地元より抜本的な解決を行う要望があり、新たに排水路を新設する工事費を計上する。

## 【課題・現状】

・現状 木津白桜団地は犬山市の南北を横断する木津用水西側に位置しており、団地内の排水を丹羽排水路に放流しているが、既存排水施設の能力不足により団地内の低みに豪雨時滞水し浸水被害が出ており、改修が必要である。

・課題 豪雨の度に浸水被害がでているため、次期出水期までに改修を行う必要がある。

## 【目的・効果】

早期に排水施設に改良を行うことで、次期出水期に健全な構造・能力で丹羽排水路へ導水を行うことが可能であり浸水被害の抑制ができる。

## 【概略スケジュール】

平成30～31年度 雨水排水路改修工事

平成30年度のみでは必要な工期が確保できないため、予算は繰越を行う。

## 【要求額の積算内容】

新設工事請負費 8,000,000円（補正前15,085,000円）

（次ページに図面あり）

## 位置図



## 平面図



《一般会計》

○ 犬山市鳥獣害防止総合対策協議会負担金（農作物等被害対策）

補正予算要求額 119万6千円

【要求理由と事業内容】

鳥獣被害対策を目的として設置されている犬山市鳥獣害防止総合対策協議会において、農業者が農地へ設置する電気柵や金網柵等の購入費用を補助。本年度より3名以上の団体で設置した場合の補助も対象とした。

平成30年度の補助申請状況について、前年比188%で大幅な増加であることから、不足分について市負担金にて補うため、補正予算要求するもの。

犬山市鳥獣害防止総合対策協議会 鳥獣害防止柵等設置補助 実績一覧 ※H31.1.8時点

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
申請者数	7	10	14	21	25	42	55
交付額	154,478	201,546	307,755	437,321	670,620	1,006,124	1,895,775
対象費前年比	—	130%	153%	142%	153%	150%	188%

補助事業費（交付額） 55件 1,895,775円

【課題・現状】

イノシシの生息範囲及び被害範囲拡大に伴い、柵を設置する農業者が増加。被害を確実に防止するには柵を設置するのが効果的であるが、同時に個体数を減少させるための捕獲が必須である。

【目的・効果】

柵設置補助を行うことで、農業者の被害防止対策を促進するもの。

【概略スケジュール】

補正予算成立後、市から協議会へ負担金を支払い、協議会から申請者へ補助金を支払う。

【要求額の積算内容】

平成30年度 犬山市鳥獣害防止総合対策協議会事業会計 決算見込み額(支出)

単位:円

項目	決算見込額	予算額	不足額	備考
1 事業費	1,927,775	733,000	△1,195,775	
(1) 補助事業費	1,895,775	700,000	△1,195,775	柵設置補助費
(2) 被害防止活動推進事業費	32,000	32,000	0	国交付金の対象外経費(手数料等)
2 交付金対象事業会計繰出金	1,000	1,000	0	
合計	1,928,775	733,000	△1,195,775	

予算額 733,000円

支出見込額 1,928,775円

差引額 △1,195,775円

《一般会計》

○ 被災農業者向け経営体育成支援事業（経営体育成支援事業）

補正予算要求額 171万4千円

【要求理由と事業内容】

平成30年9月4日の台風第21号による全国的な農業被害への支援として、国は、融資を受けて再建・修繕等を行う農業者に対し、被災農業者向け経営体育成支援事業の実施を決定。市を経由して農業者に補助金が支払われることから、本事業に該当する取組を行う農業者が補助を受けられるよう予算要求するもの。

【課題・現状】

今井地区で果樹を栽培する農業者の果樹棚が台風第21号により倒壊。農業近代化資金の活用により再建・修繕を行っているが、自然災害による大幅なコスト増は、今後農業経営の安定化に支障をきたす事態となっており、緊急的に支援を実施する必要がある。

【目的・効果】

再建・修繕等の工事費用に充当されることで、農業経営の安定化に寄与するもの。

【概略スケジュール】

- H30.12 農業者復旧工事着手 ※災害対応のため事前着手が認められている
- H31.1 国補助金：計画承認申請、交付内示、交付申請、交付決定（国⇔市）
- H31.3 市補助金：交付申請、交付決定、実績報告、補助金支払（市⇔農業者）
- H31.4 国補助金交付（国⇒市）

【要求額の積算内容】

農業者が発注する工事費のうち、再建・復旧にかかる経費が対象

- ①工事費のうち再建・復旧にかかる経費 3,428,800円
- ② ①×1/2 1,714,400円
- 1,714,000円（千円未満切り捨て）

歳入：経営体育成支援事業費補助金 1,714,000円

## 15. 平成31年5月末までの主な行催事

名称等	犬山城下町おひなさまめぐり			
実施期間	2月10日 (火) ~ 3月10日 (日)	時間	9:00 ~ 17:00	
場所	旧磯部家住宅復原施設他			
担当所属	歴史まちづくり課			
主催	犬山北のまちづくり推進協議会			
名称等	フューチャーセッション@犬山 第8回			
実施期間	2月20日 (水) ~ 同日	時間	19:00 ~ 21:30	
場所	犬山国際観光センター			
担当所属	地域安全課			
主催	犬山市			
名称等	第41回読売犬山ハーフマラソン			
実施期間	2月24日 (日) ~ 同日	時間	8:30 ~ 12:35	
場所	内田防災公園ほか 犬山市内及び扶桑町コース			
担当所属	文化スポーツ課			
主催	犬山市、読売新聞社、愛知陸上競技協会			
名称等	第19回犬山市民音楽祭			
実施期間	2月24日 (日) ~ 同日	時間	12:00 ~ 17:00	
場所	第19回犬山市民音楽祭			
担当所属	文化スポーツ課			
主催	犬山市教育委員会			
名称等	春のキャンペーン			
実施期間	3月1日 (金) ~ 5月31日 (金)			
場所	犬山市内			
担当所属	観光交流課			
主催	犬山市集中大規模観光宣伝協議会			
名称等	わんスポフェスティバル			
実施期間	3月1日 (金) ~ 同日	時間	19:00 ~ 21:00	
場所	エナジーサポートアリーナ (市体育館)			
担当所属	文化スポーツ課			
主催	犬山市			
名称等	犬山市文化史料館春季企画展 古(いにしえ)の犬山祭			
実施期間	3月1日 (金) ~ 4月15日 (月)	時間	9:00 ~ 17:00	
場所	犬山市文化史料館			
担当所属	歴史まちづくり課			
主催	犬山市			
名称等	タウンミーティング2019~犬山市の環境について考えよう~			
実施期間	3月2日 (土) ~ 同日	時間	13:30 ~ 15:30	
場所	犬山市役所 本庁舎			
担当所属	環境課			
主催	犬山市環境課			

名称等	名古屋経済大学図書館・犬山市立図書館連携事業「日本刀と犬山の歴史」		
実施期間	3月2日 (土) ~ 同日	時間	14:00 ~ 15:00
場所	名古屋経済大学図書館 1Fホール		
担当所属	図書館		
主催	犬山市・名古屋経済大学		
名称等	名作シネマ鑑賞会		
実施期間	3月2日 (土) ~ 3月3日 (日)	時間	9:00 ~ 15:10
場所	犬山市南部公民館 講堂		
担当所属	文化会館・南部公民館		
主催	犬山市教育委員会、文化庁他		
名称等	市民活動交流フォーラム		
実施期間	3月3日 (日) ~ 同日	時間	13:00 ~ 17:00
場所	犬山国際観光センター		
担当所属	地域安全課		
主催	犬山市、犬山市民活動支援センターの会		
名称等	こども俳句教室 (最終回/全4回)		
実施期間	3月3日 (日) ~ 同日	時間	13:30 ~ 15:00
場所	図書館2F展示室		
担当所属	図書館		
主催	犬山市		
名称等	中学校卒業式		
実施期間	3月5日 (火) ~ 同日		
場所	市内全中学校		
担当所属	学校教育課		
主催	市内中学校		
名称等	親子で楽しむ人形劇		
実施期間	3月9日 (土) ~ 同日	時間	13:30 ~ 14:15
場所	図書館2F展示室		
担当所属	図書館		
主催	犬山市		
名称等	犬山市民総合大学敬道館卒業式「日本の有人宇宙活動」京都大学宇宙総合学研究ユニット特定教授・宇宙飛行士 土井隆雄		
実施期間	3月9日 (土) ~ 同日	時間	13:30 ~ 15:30
場所	犬山市民文化会館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市		
名称等	豊年祭		
実施期間	3月10日 (日) ~ 同日	時間	9:00 ~ 16:00
場所	大縣神社		
担当所属	犬山市観光協会		
主催	大縣神社		

名称等	犬山幼稚園卒園式		
実施期間	3月15日（金）～ 同日		
場所	犬山幼稚園		
担当所属	学校教育課		
主催	犬山幼稚園		
名称等	第10回犬山城下町あったか鍋と地酒まつり		
実施期間	3月15日（金）～ 3月17日（日）		
場所	どんでん館前広場など、城下町4会場		
担当所属	産業課		
主催	犬山城下町まちづくり協会		
名称等	読み聞かせボランティア養成講座（最終回/全3回）		
実施期間	3月15日（金）～ 同日	時間	14:00 ～ 15:30
場所	図書館2F展示室		
担当所属	図書館		
主催	犬山市		
名称等	犬山祭ミニチュア車山展示		
実施期間	3月15日（金）～ 4月7日（日）	時間	9:00 ～ 17:00
場所	旧磯部家住宅復原施設		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山北のまちづくり推進協議会		
名称等	DVD上映会「僕たちの昭和 心躍った時代の足」		
実施期間	3月17日（日）～ 同日	時間	14:00 ～ 15:00
場所	図書館2F視聴覚室		
担当所属	図書館		
主催	犬山市		
名称等	小学校卒業式		
実施期間	3月20日（水）～ 同日		
場所	市内全小学校		
担当所属	学校教育課		
主催	市内全小学校		
名称等	フューチャーセッション@犬山 第9回		
実施期間	3月20日（水）～ 同日	時間	19:00 ～ 21:30
場所	犬山国際観光センター		
担当所属	地域安全課		
主催	犬山市		
名称等	子ども未来園卒園式		
実施期間	3月22日（金）～ 同日	時間	10:30 ～ 12:00
場所	各子ども未来園		
担当所属	子ども未来課		
主催	子ども未来課		

名称等	子どもと本のワークショップ						
実施期間	3月23日	(土)	～	同日	時間	10:30	～ 11:30
場所	図書館2F展示室						
担当所属	図書館						
主催	犬山市						
名称等	今井子ども未来園卒園式						
実施期間	3月25日	(月)	～	同日	時間	10:30	～ 11:30
場所	今井子ども未来園						
担当所属	子ども未来課						
主催	子ども未来課						
名称等	退職者辞令伝達式						
実施期間	3月29日	(金)	～	同日	時間	16:30	～ 17:00
場所	犬山市役所501・502会議室						
担当所属	総務課						
主催	犬山市						
名称等	平成31年度人事異動・新規採用職員辞令伝達式						
実施期間	4月1日	(月)	～	同日	時間	9:00	～ 9:30
場所	犬山市役所501・502会議室						
担当所属	総務課						
主催	犬山市						
名称等	消防団辞令交付式						
実施期間	4月3日	(水)	～	同日	時間	19:30	～ 20:00
場所	犬山市消防本部						
担当所属	消防総務課						
主催	消防総務課						
名称等	中学校入学式						
実施期間	4月4日	(木)	～	同日			
場所	市内全中学校						
担当所属	学校教育課						
主催	市内全中学校						
名称等	子ども未来園入園式						
実施期間	4月4日	(木)	～	同日	時間	10:00	～ 11:00
場所	各子ども未来園						
担当所属	子ども未来課						
主催	子ども未来課						
名称等	小学校入学式						
実施期間	4月5日	(金)	～	同日			
場所	市内全小学校						
担当所属	学校教育課						
主催	市内全小学校						

名称等	犬山祭			
実施期間	4月6日 (土) ~ 4月7日 (日)	時間	9:00 ~ 21:30	
場所	犬山市城下町			
担当所属	観光交流課			
主催	犬山祭保存会			
名称等	犬山祭・友好交流を深める会			
実施期間	4月6日 (土) ~ 同日	時間	17:00 ~ 18:30	
場所	犬山国際観光センター			
担当所属	観光交流課			
主催	犬山市・犬山祭保存会・犬山祭企画委員会			
名称等	五条川桜祭り (日時は予定)			
実施期間	4月6日 (土) ~ 同日	時間	11:00 ~ 17:00	
場所	JA羽黒支店駐車場広場			
担当所属	地域安全課			
主催	羽黒地区コミュニティ推進協議会			
名称等	桜並木と羽黒古道のウォーキング (日時は予定)			
実施期間	4月6日 (土) ~ 同日	時間	9:30 ~ 10:30	
場所	五条川左岸遊歩道、羽黒古道			
担当所属	地域安全課			
主催	羽黒地区コミュニティ推進協議会			
名称等	犬山幼稚園入園式			
実施期間	4月8日 (月) ~ 同日			
場所	犬山幼稚園			
担当所属	学校教育課			
主催	犬山幼稚園			
名称等	第5回犬山城下町端午の節句まつり			
実施期間	4月10日 (水) ~ 5月10日 (金)	時間	9:00 ~ 17:00	
場所	旧磯部家住宅復原施設ほか			
担当所属	歴史まちづくり課			
主催	犬山北のまちづくり推進協議会			
名称等	犬山市心身障害児 (者) 父母の会総会			
実施期間	4月11日 (木) ~ 同日	時間	10:00 ~ 12:00	
場所	福社会館 中ホール			
担当所属	福祉課			
主催	犬山市心身障害児 (者) 父母の会			
名称等	東京大学犬山研究林「春のふれあい自然観察会」			
実施期間	4月13日 (土) ~ 同日	時間	10:00 ~ 12:00	
場所	犬山市民健康館さら・さくら 北玄関集合			
担当所属	環境課			
主催	犬山市環境課			

名称等	町会長委嘱状伝達式			時間	10:00	～	12:00
実施期間	4月13日	(土)	～ 同日				
場所	南部公民館						
担当所属	地域安全課						
主催	犬山市他						
名称等	里山探検教室 1			時間	9:30	～	12:30
実施期間	4月14日	(日)	～ 同日				
場所	犬山里山学センター						
担当所属	環境課						
主催	犬山市環境課						
名称等	犬山市老人クラブ連合会総会			時間	10:00	～	12:00
実施期間	4月19日	(金)	～ 同日				
場所	福祉会館4階中ホール						
担当所属	長寿社会課						
主催	犬山市老人クラブ連合会						
名称等	昆虫教室 1			時間	10:00	～	15:00
実施期間	4月21日	(日)	～ 同日				
場所	犬山里山学センター						
担当所属	環境課						
主催	犬山市環境課						
名称等	犬山市議会議員選挙			時間	7:00	～	20:00
実施期間	4月21日	(日)	～ 同日				
場所	各投票所						
担当所属	総務課						
主催	犬山市						
名称等	犬山市議会議員選挙 (開票)			時間	21:10	～	0:00
実施期間	4月21日	(日)	～ 同日				
場所	エナジーサポートアリーナ (市体育館)						
担当所属	総務課						
主催	犬山市						
名称等	DVD上映会「動物の赤ちゃんワクワク編」			時間	14:00	～	15:00
実施期間	4月21日	(日)	～ 同日				
場所	図書館2F視聴覚室						
担当所属	図書館						
主催	犬山市						
名称等	第2回犬山城下町カリフォルニアワインまつり						
実施期間	4月26日	(金)	～ 4月28日 (日)				
場所	どんでん館前広場など、城下町4会場						
担当所属	産業課						
主催	犬山城下町まちづくり協会						

名称等	犬山市身体障害者福祉協会総会		
実施期間	4月27日 (土) ~ 同日	時間	9:30 ~ 11:30
場所	福祉会館 中ホール		
担当所属	福祉課		
主催	犬山市身体障害者福祉協会		
名称等	桃太郎まつり		
実施期間	5月5日 (日) ~ 同日	時間	10:00 ~ 15:30
場所	桃太郎神社・桃太郎公園		
担当所属	犬山市観光協会		
主催	桃太郎神社及びび町内会、桃太郎発展会		
名称等	第10回青塚古墳まつり (雨天順延5月12日 (日))		
実施期間	5月11日 (土) ~ 同日	時間	10:00 ~ 15:00
場所	青塚古墳史跡公園		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	(地域実行委員会)		
名称等	昆虫教室2		
実施期間	5月12日 (日) ~ 同日	時間	10:00 ~ 15:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市環境課		
名称等	犬山市子ども大学開校式		
実施期間	5月12日 (日) ~ 同日	時間	10:00 ~ 12:00
場所	犬山市民文化会館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市		
名称等	交通安全街頭大監視		
実施期間	5月15日 (水) ~ 同日	時間	7:30 ~ 8:30
場所	犬山市内一円		
担当所属	地域安全課		
主催	犬山市、犬山警察署		
名称等	シートベルト・チャイルドシート関所		
実施期間	5月16日 (木) ~ 同日	時間	9:30 ~ 10:30
場所	市民文化会館		
担当所属	地域安全課		
主催	犬山市、扶桑町、犬山警察署		
名称等	消防団観閲式		
実施期間	5月19日 (日) ~ 同日	時間	9:00 ~ 11:00
場所	犬山市消防本部		
担当所属	消防総務課		
主催	消防総務課		

名称等	DVD上映会「おしりたんてい」		
実施期間	5月19日 (日) ~ 同日	時間	14:00 ~ 15:00
場所	図書館2F視聴覚室		
担当所属	図書館		
主催	犬山市		
名称等	第9回犬山城下町日南焼酎まつり		
実施期間	5月31日 (金) ~ 6月2日 (日)		
場所	どんでん館前広場など、城下町4会場		
担当所属	産業課		
主催	犬山城下町まちづくり協会		
名称等	第16回踊芸祭		
実施期間	6月1日 (土) ~ 6月2日 (日)	時間	9:45 ~ 18:30
場所	石作公園 他		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山踊芸祭実行委員会		
名称等	春の歯と口の健康センター		
実施期間	6月2日 (日) ~ 同日	時間	9:00 ~ 12:00
場所	市民健康館さら・さくら		
担当所属	健康推進課		
主催	犬山市、犬山扶桑歯科医師会		